

大阪市の公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

条 例

- 大阪市市税条例等の一部を改正する条例 35

規 則

- 大阪市市長直轄組織事務分掌規則の一部を改正する規則 46
- 大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則 47
- 大阪市北区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 56
- 大阪市都島区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 57
- 大阪市福島区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 58
- 大阪市此花区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 58
- 大阪市中央区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 59
- 大阪市西区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 59
- 大阪市大正区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 60
- 大阪市天王寺区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 60
- 大阪市浪速区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 61
- 大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 61
- 大阪市東淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 61
- 大阪市東成区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 62
- 大阪市生野区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 62
- 大阪市旭区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 63
- 大阪市鶴見区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 63
- 大阪市住之江区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 63
- 大阪市住吉区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 64
- 大阪市東住吉区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 64
- 大阪市平野区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 64
- 大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則 65
- 大阪市中央卸売市場事務分掌規則の一部を改正する規則 66
- 大阪市市税事務所事務分掌規則の一部を改正する規則 67
- 大阪市北区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則 67
- 大阪市都島区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則 68
- 大阪市福島区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則 68
- 大阪市此花区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則 69

○ 大阪府中央区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	69
○ 大阪府西区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	69
○ 大阪府港区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	70
○ 大阪府大正区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	70
○ 大阪府天王寺区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	70
○ 大阪府浪速区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	71
○ 大阪府西淀川区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	71
○ 大阪府淀川区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	72
○ 大阪府東淀川区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	72
○ 大阪府東成区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	72
○ 大阪府生野区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	73
○ 大阪府旭区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	73
○ 大阪府城東区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	74
○ 大阪府鶴見区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	74
○ 大阪府阿倍野区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	74
○ 大阪府住之江区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	75
○ 大阪府住吉区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	75
○ 大阪府東住吉区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	76
○ 大阪府平野区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	76
○ 大阪府西成区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	77
○ 大阪府こども相談センター規則の一部を改正する規則	77
○ 職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟の遂行の支援に関する	

規則	77
○ 職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用の負担に関する条例施行規則	81
○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	86
○ 大阪市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	86
○ 大阪市温泉法施行細則の一部を改正する規則	87
○ 大阪市公園条例施行規則の一部を改正する規則	87
○ 大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則	88
○ 大阪市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則	89
○ 大阪市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則	90
○ 大阪市公印規則の一部を改正する規則	93
○ 大阪市西成区役所事務分掌規則の一部を改正する規則	94
○ 大阪市西成区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	94
○ 大阪市保健所規則の一部を改正する規則	94
○ 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	95
○ 職員の自己啓発等休業に関する条例第12条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例第7条第4項の要件を定める規則の一部を改正する規則	96
○ 大阪市職員就業規則の一部を改正する規則	96
○ 職員の給与に関する条例別表第1備考(2)の職員を定める規則の一部を改正する規則	96
○ 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	97
○ 教育委員会所管の学校の教員等の給料表に関する規則の一部を改正する規則	98
○ 職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	110
○ 教育委員会所管の学校の教員等の初任給の基準に関する規則の一部を改正する規則	120
○ 職員の職務の級及び号給の切替え等に関する規則	121
○ 単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改正する規則	123
○ 単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改正する規則	124
○ 単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則等の特例に関する規則の一部を改正する規則	125
○ 単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則等の特例に関する規則の一部を改正する規則	125
○ 単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇級等の基準に	

関する規則の一部を改正する規則	126
○ 臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	127
○ 扶養手当支給規則の一部を改正する規則	127
○ 初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則	127
○ 通勤手当支給規則の一部を改正する規則	128
○ 住居手当支給規則の一部を改正する規則	129
○ 単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則	129
○ 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	129
○ 職員の管理職手当に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則	134
○ 教育委員会所管の学校の教員等の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	134
○ 義務教育等教員特別手当支給規則の一部を改正する規則	134
○ 単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	143
○ 宿日直手当支給規則の一部を改正する規則	144
○ 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	144
○ 一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	145
○ 単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	150
○ 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	153
○ 外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則	154
○ 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	156
○ 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の特例に関する規則の一部を改正する規則	171
○ 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	172
○ 技能職員等の退職手当の特例に関する条例第1条の職員等を定める規則	173
○ 大阪市財産規則の一部を改正する規則	173
○ 大阪州市税条例施行規則の一部を改正する規則	174
○ 大阪市重症心身障害者介護手当支給規則の一部を改正する規則	174
○ 大阪市立弘済院条例施行規則の一部を改正する規則	174
○ 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則	175
○ 大阪市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	175
○ 大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	191
○ 大阪市立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則	196
○ 大阪市立障害児入所施設条例施行規則の一部を改正する規則	200

○大阪市児童手当法施行細則の一部を改正する規則	200
○大阪市平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則	201
○大阪市立特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則	202
○大阪市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則	202
○大阪城天守閣条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	203
○大阪市母子保健法施行細則の一部を改正する規則	204
○大阪市立介護老人保健施設条例施行規則の一部を改正する規則	204
○大阪市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則	204
○大阪市動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則	205
○大阪市優良宅地及び優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則	205
○消防協力者等損害補償条例施行規則の一部を改正する規則	219
○教育委員会所管の学校の教員の定年に関する規則の一部を改正する規則	219
○大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則	220
○教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	220
○大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	220
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	221
○教育委員会所管の学校の教員の再任用に関する規則の一部を改正する規則	221
○公益的法人等への教育職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	222
○教育委員会所管の学校の教育職員の評価・育成システムの実施に関する規則の一部を改正する規則	222
○教育委員会所管の学校の教育職員等の配偶者同行休業に関する規則	223
○教育委員会所管の学校の教育職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	225
○教育委員会所管の学校の教育職員等の給料等の支給方法に関する規則の一部を改正する規則	226
○大阪市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	227
○大阪市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則	228
○大阪市教育委員会会議規則の一部を改正する規則	228
○大阪市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則	229
○大阪市教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正す	

る規則	230
○ 争訟事務委任規則の一部を改正する規則	230
○ 大阪市教育局委員会の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規則の一部を改正する規則	231
○ 大阪市教育局委員会聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則	232
○ 教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則の一部を改正する規則	232
○ 大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則	233
○ 大阪市立学校職員証規則の一部を改正する規則	234
○ 大阪市立高等学校学則の一部を改正する規則	234
○ 大阪市教育局事務局事務分掌規則の一部を改正する規則	235
○ 学校以外の教育機関に関する規則の一部を改正する規則	239
○ 大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則	239
○ 大阪市奨学条例施行規則の一部を改正する規則	240
○ 大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	255
○ 大阪市立幼稚園園則の一部を改正する規則	256
○ 大阪市立特別支援学校学則の一部を改正する規則	256
○ 教育委員会所管の学校の教育職員等の昇給等に関する規則の一部を改正する規則	257
○ 教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	283
○ 教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	285
○ 教育委員会所管の学校の教育職員等の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	288
○ 教育委員会所管の学校の教員等の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	290
○ 教育委員会所管の学校の教育職員等の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	291
○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	292
○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	293
○ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	294
○ 職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則	294
○ 大阪市教育局長の営利企業等の従事制限に関する規則	295
○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	295
○ 職務の級の標準的な職務の内容及び職員の職務の級を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則	298
○ 職員の号給を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則	305
○ 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	

則	307
告 示	
○平成27年度大阪市一般廃棄物処理実施計画	307
○供用を開始する港湾施設及び数量等を変更する港湾施設の概要 (R岸壁ほか9施設)	330
○平成26年大阪市告示第516号(公園事務所の位置及び所管区域) の一部改正	331
○大阪市食肉処理場条例の一部を改正する条例の施行期日	332
○平成27年度分の固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登 録	332
○平成25年大阪市告示第462号(会計管理者の権限に属する事 務の一部の出納員への委任) の一部改正	332
○平成25年大阪市告示第463号(区会計管理者の権限に属する 事務の一部の区出納員への委任) の一部改正	338
○指定管理者を指定した旨の公告(大阪市立都島区民センター)	355
○使用料の徴収及び収納事務委託(大阪産業創造館)	356
○手数料の徴収及び収納事務委託(特定計量器定期検査及び特定 計量器定期検査証明書発行)	356
○使用料等の収納事務委託(大阪市中央卸売市場)	356
○証明書発行手数料の徴収及び収納事務委託(住民票・戸籍関係 証明書発行コーナーほか3施設)	358
○歳入の徴収及び収納事務委託(大阪市立社会福祉センターほか 8施設)	358
○大阪市立敷津浦学園の利用料金の額の承認	359
○大阪市立大畑山苑の利用料金の額の承認	360
○大阪市立介護老人保健施設おとしよりすこやかセンター南部館 ほか4施設の利用料金の額の承認	361
○大阪市立弘済院第1特別養護老人ホームの利用料金の額の承認	362
○大阪市立心身障害者リハビリテーションセンターの利用料金の 額の承認	363
○使用料の徴収及び収納事務委託(大阪市立こども文化センター)	364
○大阪市立青少年センターの利用料金の額の承認	364
○歳入の徴収及び収納事務委託(大阪市設泉南メモリアルパーク ほか14施設等)	371
○使用料及び証明書発行手数料の収納事務委託(市営住宅及び市 営住宅附帯駐車場)	374
○平成23年大阪市告示第403号(建設局方面管理事務所の位置 及び所管区域) の一部改正	374
○建設局臨港方面管理事務所の位置	375
○昭和62年大阪市告示第242号の2(大阪市道路占用許可基準) の一部改正	375
○歳入の徴収及び収納事務委託(放置自転車等撤去保管料)	380

○ 歳入の徴収及び収納事務委託（放置自転車等撤去保管料）	380
○ 使用料の徴収事務委託（天王寺動物園ほか 40 施設）	380
○ 使用料の徴収及び収納事務委託（阿倍野防災センター）	382
○ 使用料の徴収及び収納事務委託（大阪市立北区民センター及び 大阪市立大淀コミュニティセンター）	382
○ 使用料の徴収及び収納事務委託（大阪市立旭区民センター）	383
○ 使用料の徴収及び収納事務委託（大阪市立生野区民センター）	383
○ 特定計量器の定期検査	383
○ 特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告	384
○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告	386
○ 寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	387
○ 寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	387
○ 寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	388
○ 大阪都市計画下水道事業（大阪市今福処理区公共下水道ほか 5 下水道）の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの縦覧	388
○ 開発行為に関する工事の完了	389
○ 開発行為に関する工事の完了	390
○ 開発行為に関する工事の完了	390
○ 手数料の徴収及び収納事務委託（建築計画概要書等の写しの交 付等）	391
○ 建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和 の許可	392
○ 大阪市立青少年センターの臨時開館及び臨時休館の承認	392
○ 貸付金の元利償還金の収納事務委託	392
○ 平成 27 年大阪市告示第 162 号の 2（電子印に係る公印の用途 変更）の一部訂正	393
○ 大阪市環境影響評価条例に基づく対象事業引継届出書の提出	393
○ 大阪市環境影響評価条例に基づく対象事業引継届出書の提出	394
○ 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の一部の指定解除	396
○ 西中島南方駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認	397
○ 大阪市森林整備計画の策定	398
○ 歳入の徴収及び収納事務委託（スポーツアイランド施設ほか 2 施設）	403
○ 一般競争入札の執行（プール用殺菌消毒剤・珪藻土の買入れ）	403
○ 大阪市立北区民センターの供用時間の変更の承認	407
○ 大阪市立西区民センターの供用時間の変更の承認	407
○ 大阪市立港区民センターの供用時間の変更の承認	408
○ 大阪市立生野区民センターの供用時間の変更の承認	408
○ 大阪市立旭区民センターの供用時間の変更の承認	408
○ 使用料の徴収及び収納事務委託（大阪市立城東区民ホール）	408

○大阪市立鶴見区民センターの供用時間の変更の承認	409
○大阪市立平野区民センターの供用時間の変更の承認	409
○大阪市火災予防条例に基づく指定催しの指定	409
○一般競争入札の執行（フィーチャーフォンの借入れ）	410
公 告	
○一般競争入札の執行（安田ほか2自転車保管所古自転車等の 売払い等）	413
達	
○大阪市事務専決規程の一部改正	416
○市役所課長等専決規程の一部改正	417
○北区役所課長等専決規程の一部改正	417
○都島区役所課長等専決規程の一部改正	418
○福島区役所課長等専決規程の一部改正	420
○此花区役所課長等専決規程の一部改正	420
○中央区役所課長等専決規程の一部改正	421
○西区役所課長等専決規程の一部改正	422
○港区役所課長等専決規程の一部改正	423
○大正区役所課長等専決規程の一部改正	423
○天王寺区役所課長等専決規程の一部改正	424
○浪速区役所課長等専決規程の一部改正	425
○西淀川区役所課長等専決規程の一部改正	426
○淀川区役所課長等専決規程の一部改正	426
○東淀川区役所課長等専決規程の一部改正	427
○東成区役所課長等専決規程の一部改正	428
○生野区役所課長等専決規程の一部改正	429
○旭区役所課長等専決規程の一部改正	429
○城東区役所課長等専決規程の一部改正	430
○鶴見区役所課長等専決規程の一部改正	431
○阿倍野区役所課長等専決規程の一部改正	433
○住之江区役所課長等専決規程の一部改正	433
○住吉区役所課長等専決規程の一部改正	434
○東住吉区役所課長等専決規程の一部改正	435
○平野区役所課長等専決規程の一部改正	436
○西成区役所課長等専決規程の一部改正	436
○区長会議設置規程の一部改正	437
○西成区役所課長等専決規程の一部改正	437

公布された条例のあらまし

大阪州市税条例等の一部を改正する条例

- 1 所得税の還付申告等に基因して個人の市民税の減額賦課決定が行われた場合の還付加算金の計算期間の始期について、申告書の提出がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日としました。
- 2 法人の市民税の均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額としました。
- 3 平成27年度の固定資産税の評価替えに伴い、平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等に係る固定資産税及び都市計画税について、現行の負担調整措置を継続して適用する措置を講ずることにしました。
- 4 軽自動車税について、二輪車等に係る税率の引上げを平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期しました。
- 5 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 6 この条例は、平成27年4月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、公布の日（平成27年3月31日）から施行することにしました。
(平成27年大阪市条例第75号 財政局税務部管理課)

公布された規則のあらまし

大阪市市長直轄組織事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 人事室に連絡調整担当課長を新設する等、職の新設及び廃止について定めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年4月1日から施行することにしました。
(平成27年大阪市規則第49号 人事室人事課)

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 環境局の施設部を廃止する等、局等の内部組織及び事務分掌を改めることにしました。
- 2 都市計画局に理事を新設する等、職の新設及び廃止について定めることにしました。
- 3 その他必要な規定を整備することにしました。
- 4 この規則は、平成27年4月1日から施行することにしました。
(平成27年大阪市規則第50号 人事室人事課)

大阪市北区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 政策企画課、魅力創造課及び住民自治課を廃止するとともに、地域課を置くことにしました。
- 2 職制改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 3 担当課長を置くことにしました。
- 4 この規則は、平成27年4月1日から施行することにしました。
(平成27年大阪市規則第51号 北区役所総務課)

大阪市都島区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 まちづくり推進課及び保健福祉課の事務分掌の一部を変更することにした。
- 2 I T・広報企画担当課長及び教育担当課長を廃止するとともに、こども教育担当課長及び健康推進担当課長を置くことにしました。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第52号 都島区役所総務課)

大阪市福島区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 総務課を企画総務課に名称変更することにした。
- 2 まちづくり担当課長を廃止し、まち魅力推進担当課長を置くことにしました。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第53号 福島区役所企画総務課)

大阪市此花区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 国勢調査に関する事務分掌を市民協働課へ移すことにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第54号 此花区役所総務課)

大阪市中央区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 総務課、市民協働課及び窓口サービス課の事務分掌の一部を変更することにした。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第55号 中央区役所総務課)

大阪市西区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 まち魅力創造課を新設することにした。
- 2 職制改正に伴い、規定を整備することにした。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第56号 西区役所総務課)

大阪市大正区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 区政調整担当課長を廃止することにした。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第57号 大正区役所総務課)

大阪市天王寺区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 P D C A担当課長を廃止することにした。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第58号 天王寺区役所企画総務課)

大阪市浪速区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 人権生涯学習担当課長をこども・教育担当課長に改めることにしました。
- 2 総務課、市民協働課、窓口サービス課の事務分掌の一部を変更することにした。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第59号 浪速区役所総務課)

大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 地域活動支援担当課長を地域支援担当課長に名称変更することにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1 日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第60号 西淀川区役所総務課)

大阪市東淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 市民協働課及び保健福祉課の事務分掌の一部を改めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1 日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第61号 東淀川区役所総務課)

大阪市東成区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 区政総括担当課長を区政推進担当課長に名称変更することにしました。
- 2 職制改正に伴い、必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1 日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第62号 東成区役所総務課)

大阪市生野区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 市民協働課を地域まちづくり課に名称変更することにしました。
- 2 総合企画担当課長を政策企画担当課長に、企画調整担当課長を政策調査担当課長に名称変更することにしました。
- 3 安心まちづくり担当課長を置くことにしました。
- 4 その他必要な規定を整備することにしました。
- 5 この規則は、平成27年 4月 1 日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第63号 生野区役所総務課)

大阪市旭区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 保健・子育て支援担当課長を置き、保健担当課長を廃止することにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1 日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第64号 旭区役所総務課)

大阪市鶴見区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 総務課魅力創造担当を魅力創造課とし、魅力創造課長を設置しました。
- 2 総務課総合企画担当を廃止し、業務を総務課区政企画担当と魅力創造課広報戦略担当に引継ぎ、それぞれに担当課長を設置しました。
- 3 総務課の事務分掌の内、「広報及び市民の各種相談その他広聴に関すること」と、「屋外広告物に関すること」については、魅力創造課に引き継ぎました。
- 4 窓口サービス課住民情報担当課長を廃止しました。
- 5 この規則は、平成27年 4月 1 日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第65号 鶴見区総務課)

大阪市住之江区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 別表中、政策推進主幹の人員を「6名」から「7名」に改めることにしました。

- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

（平成27年大阪市規則第66号 住之江区役所政策推進室）

大阪市住吉区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 保健子育て担当課長に名称を改めました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

（平成27年大阪市規則第67号 住吉区役所総務課）

大阪市東住吉区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 保健福祉課生活支援担当を廃止し、保護課を設置することにしました。
- 2 窓口サービス課及び区民企画課の事務分掌の一部を変更することにしました。
- 3 保護課長、生活支援担当課長を置くとともに、安心安全・まちづくり担当課長を廃止することにしました。
- 4 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

（平成27年大阪市規則第68号 東住吉区役所総務課）

大阪市平野区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 政策推進課及びまちづくり協働課の事務分掌の一部を変更することにしました。
- 2 生活支援調整担当課長を置くことにしました。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

（平成27年大阪市規則第69号 平野区役所総務課）

大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 建設局臨港方面管理事務所を新設する等、事業所の組織及び事務分掌を改めることにしました。
- 2 職制改正に伴い、職の新設及び廃止について定めることにしました。
- 3 その他必要な規定を整備することにしました。
- 4 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

（平成27年大阪市規則第70号 人事室人事課）

大阪市中央卸売市場事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 市場整備担当課長の新設について定めることにしました。
- 2 その他必要な規定整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

（平成27年大阪市規則第71号 人事室人事課）

大阪市市税事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 船場法人市税事務所の事務分掌を改めることにしました。
- 2 課税担当課長を新設する等、職の新設及び廃止について定めることにしました。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

（平成27年大阪市規則第72号 人事室人事課）

大阪市北区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加え

ることにしました。

- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第73号 北区役所総務課)

大阪市都島区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 保健福祉センター所長を補助する職に、こども教育担当課長及び健康推進担当課長を充てることにしました。
- 2 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加えることにしました。
- 3 その他必要な規定を整備することにしました。
- 4 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第74号 都島区役所総務課)

大阪市福島区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加えることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第75号 福島区役所企画総務課)

大阪市此花区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加えることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第76号 此花区役所総務課)

大阪市中央区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加えることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第77号 中央区役所総務課)

大阪市西区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加えることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第78号 西区役所総務課)

大阪市港区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加えることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。

- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第79号 港区役所総務課)

大阪市大正区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加えることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにした。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第80号 大正区役所総務課)

大阪市天王寺区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加えることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにした。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第81号 天王寺区役所企画総務課)

大阪市浪速区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加えることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにした。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第82号 浪速区役所総務課)

大阪市西淀川区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加えることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにした。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第83号 西淀川区役所総務課)

大阪市淀川区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加えることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにした。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第84号 淀川区役所総務課)

大阪市東淀川区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加えることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにした。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第85号 東淀川区役所総務課)

大阪市東成区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加え

ることにしました。

2 その他必要な規定を整備することにしました。

3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第86号 東成区役所総務課)

大阪市生野区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

1 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加えることにしました。

2 その他必要な規定を整備することにしました。

3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第87号 生野区役所総務課)

大阪市旭区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

1 保健福祉センター所長を補助する職に、区役所の保健・子育て支援担当課長を充てることにしました。

2 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加えることにしました。

3 その他必要な規定を整備することにしました。

4 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第88号 旭区役所総務課)

大阪市城東区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

1 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加えることにしました。

2 その他必要な規定を整備することにしました。

3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第89号 城東区役所総務課)

大阪市鶴見区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

1 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加えることにしました。

2 その他必要な規定を整備することにしました。

3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第90号 鶴見区総務課)

大阪市阿倍野区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

1 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加えることにしました。

2 その他必要な規定を整備することにしました。

3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第91号 阿倍野区役所総務課)

大阪市住之江区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

1 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加えることにしました。

2 その他必要な規定を整備することにしました。

3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第92号 住之江区役所政策推進室)

大阪市住吉区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

1 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加えることにしました。

2 保健・子育て担当課長の名称を改めました。

3 その他必要な規定を整備することにしました。

4 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第93号 住吉区役所総務課)

大阪市東住吉区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

1 保健福祉課生活支援担当を廃止し、保護課を設置することにしました。

2 窓口サービス課及び区民企画課の事務分掌の一部を変更することにしました。

3 保護課長、生活支援担当課長を置くとともに、安心安全・まちづくり担当課長を廃止することにしました。

4 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第94号 東住吉区役所総務課)

大阪市平野区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

1 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加えることにしました。

2 その他必要な規定を整備することにしました。

3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第95号 平野区役所総務課)

大阪市西成区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

1 保健福祉センターの事務分掌に生活困窮者自立支援法に定める事務を加えることにしました。

2 その他必要な規定を整備することにしました。

3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第96号 西成区役所総務課)

大阪市こども相談センター規則の一部を改正する規則

1 相談支援担当課長の増員について定めることにしました。

2 その他必要な規定を整備することにしました。

3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第97号 人事室人事課)

職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟の遂行の支援に関する規則

1 職員個人を被告として提起された本市の職務上の行為に関する損害賠償請求訴訟の遂行を市長が支援する制度を創設することにしました。

2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第98号 総務局行政部行政課)

職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用の負担に関する条

例施行規則

- 1 職員個人を被告とする損害賠償請求に係る弁護士費用の負担に関する条例の施行に関し必要な事項を定めることにしました。

- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

（平成27年大阪市規則第99号 総務局行政部行政課）

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 本市が職員を派遣する団体及び法人の範囲を改めることにしました。

- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

（平成27年大阪市規則第100号 人事室人事課）

大阪市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

- 1 必要な規定の整備を行うことにしました。

- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

（平成27年大阪市条例第101号 健康局健康推進部生活衛生課）

大阪市温泉法施行細則の一部を改正する規則

- 1 温泉利用の許可申請の添付書類を改めることにしました。

- 2 この規則は、公布の日（平成27年 3月27日）から施行することにしました。

（平成27年大阪市規則第102号 健康局健康推進部生活衛生課）

大阪市公園条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市公園条例の一部改正及び職制改正に伴い、必要な規定を整備することにしました。

- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

（平成27年大阪市規則第103号 建設局公園緑化部公園管理課）

大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 F 7岸壁及びF 8岸壁を設置するとともに負荷重量を定めることにしました。

- 2 R岸壁等の位置を改めることにしました。

- 3 第3貯炭場を廃止することにしました。

- 4 荷さばき地の適用基準を改めることにしました。

- 5 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

（平成27年大阪市規則第104号 港湾局総務部総務担当）

大阪市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 国際会議担当課長の新設について定めることにしました。

- 2 課長代理及び担当課長代理の名称を副課長及び担当副課長に変更することにしました。

- 3 その他必要な規定を整備することにしました。

- 4 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

（平成27年大阪市規則第105号 人事室人事課）

大阪市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市火災予防条例の一部改正に伴い、防火対象物の違反状況の公表について、その対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続を定める

ことにしました。

- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第106号 消防局予防部予防課)

大阪市公印規則の一部を改正する規則

- 1 職制改正等に伴い、公印の監守場所及び用途の変更を行うことにしました。
- 2 火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務の一部を、各消防署において執行することに伴い、公印の用途の変更を行うこととしました。

- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第107号 総務局行政部行政課)

大阪市西成区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 福祉援助担当課長を置くことにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第108号 西成区役所総務課)

大阪市西成区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 福祉援助担当課長を置くことにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第109号 西成区役所総務課)

大阪市保健所規則の一部を改正する規則

- 1 医療法の一部改正に伴い、保健所長に委任する事務の範囲を改めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第110号 健康局保健所医療対策課)

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 外郭団体の範囲を改めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第111号 総務局行政部総務課)

職員の自己啓発等休業に関する条例第12条第 2 項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例第 7 条第 4 項の要件を定める規則の一部を改正する規則

- 1 自己啓発等休業をした職員の退職手当の取扱いに係る在職期間の算定方法を改めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第112号 人事室給与課)

大阪市職員就業規則の一部を改正する規則

- 1 配偶者同行休業に伴う任期付職員等に付与する年次休暇に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年4月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第113号 人事室人事課)

職員の給与に関する条例別表第1備考(2)の職員を定める規則の一部を改正する規則

- 1 行政職給料表の適用を受ける職員について、給料月額の特例措置の対象となる職員の範囲を改めることにしました。
- 2 保育士給料表の適用を受ける職員について、給料月額の特例措置の対象となる職員の範囲を定めることにしました。
- 3 この規則は、平成27年4月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第114号 人事室給与課)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

- 1 配偶者同行休業をした職員に係る給料の支給に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 夜間勤務手当の支給範囲を改めることにしました。
- 3 この規則は、平成27年4月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第115号 人事室給与課)

教育委員会所管の学校の教員等の給料表に関する規則の一部を改正する規則

- 1 教育委員会所管の学校の教員等の給料月額を改定することにしました。
- 2 この規則は、平成27年4月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第116号 人事室給与課)

職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

- 1 保育士給料表の適用を受ける職員の初任給の基準を定めることにしました。
- 2 外部経歴等を有する任期を定めて採用された職員の初任給の決定の方法を定めることにしました。
- 3 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの等に係る勤務成績による昇給の号給数の算定方法を改めることにしました。
- 4 勤怠による昇給の号給数に係る休職等の事由及び復職時等における号給の調整の対象となる職員の範囲等を改めることにしました。
- 5 この規則は、平成27年4月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第117号 人事室給与課)

教育委員会所管の学校の教員等の初任給の基準に関する規則の一部を改正する規則

- 1 幼稚園教育職給料表の適用を受ける教員等の初任給の基準を定めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、平成27年4月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第118号 人事室給与課)

職員の職務の級及び号給の切替え等に関する規則

- 1 職員の職務の級及び号給の切替えに関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年4月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第119号 人事室給与課)

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改正する規則

- 1 配偶者同行休業に伴う任期付職員の給料月額を定めることにしました。
- 2 再任用職員の給料月額を改定することにしました。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第120号 人事室給与課)

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

- 1 単純な労務に雇用される職員の給料月額の特例措置を改めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第121号 人事室給与課)

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則等の特例に関する規則の一部を改正する規則

- 1 単純な労務に雇用される職員の給料の月額の特例措置を改め、当該措置を講ずる期間を延長することにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第122号 人事室給与課)

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則等の特例に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

- 1 単純な労務に雇用される職員の給料の月額の特例措置を改めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第123号 人事室給与課)

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

- 1 配偶者同行休業をした職員に係る昇給の号給数及び復職時の号給の調整に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第124号 人事室給与課)

臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

- 1 臨時的任用職員の給料の額を改定することにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第125号 人事室給与課)

扶養手当支給規則の一部を改正する規則

- 1 配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の期間の終了により職務に復帰した職員に係る扶養手当の支給方法を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第126号 人事室給与課)

初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則

- 1 初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲を改めることにしました。

- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第127号 人事室給与課)

通勤手当支給規則の一部を改正する規則

- 1 交通用具の使用に係る通勤手当の額を改定することにした。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第128号 人事室給与課)

住居手当支給規則の一部を改正する規則

- 1 配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の期間の終了により職務に復帰した職員に係る住居手当の支給方法を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第129号 人事室給与課)

単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

- 1 配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の期間の終了により職務に復帰した職員に係る単身赴任手当の支給方法を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第130号 人事室給与課)

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 管理職手当の支給範囲及び支給額を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第131号 人事室給与課)

職員の管理職手当に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

- 1 管理職手当の月額の特例措置を講ずる期間を延長することにした。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第132号 人事室給与課)

教育委員会所管の学校の教員等の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 教育委員会所管の学校の教員等の管理職手当の月額の特例を講ずる期間を延長することにした。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第133号 人事室給与課)

義務教育等教員特別手当支給規則の一部を改正する規則

- 1 幼稚園教育職給料表の適用を受ける教員等に支給する義務教育等教員特別手当の額を定めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第134号 人事室給与課)

単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 汚水内作業手当等の支給対象となる者の範囲を改めることにしました。

- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。ただし、一部の規定は公布の日（平成27年 3月31日）から施行することにした。

（平成27年大阪市規則第135号 人事室給与課）

宿日直手当支給規則の一部を改正する規則

- 1 宿日直手当の支給範囲を改めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

（平成27年大阪市規則第136号 人事室給与課）

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 職員の管理職員特別勤務手当の支給範囲及び支給額を改めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

（平成27年大阪市規則第137号 人事室給与課）

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 期末手当及び勤勉手当の支給の対象となる職員の範囲を改めることにしました。
- 2 期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定することにした。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

（平成27年大阪市規則第138号 人事室給与課）

単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 期末手当及び勤勉手当の支給の対象となる職員の範囲を改めることにしました。
- 2 期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定することにした。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

（平成27年大阪市規則第139号 人事室給与課）

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 保育士給料表の適用を受ける職員等に係る行政職給料表による各級の職務に相当する職務を定めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

（平成27年大阪市規則第140号 人事室給与課）

外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則

- 1 外国旅行の旅費の支給範囲を改めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

（平成27年大阪市規則第141号 人事室給与課）

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 非常勤の職員の報酬の額を定め、又は改定することにした。

2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。

3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第142号 人事室給与課)

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

1 非常勤の職員の報酬の額の特例措置を改めることにしました。

2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第143号 人事室給与課)

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 整理退職等に準ずる退職の範囲、退職手当の調整額の算定方法及び退職手当の額の減額の基準を改めることにしました。

2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。

3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第144号 人事室給与課)

技能職員等の退職手当の特例に関する条例第 1 条の職員等を定める規則

1 技能職員等の退職手当の特例措置の対象となる職員等を定めることにしました。

2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第145号 人事室給与課)

大阪市財産規則の一部を改正する規則

1 公有財産台帳の副本及び同台帳記載事項の変更が生じた場合における契約管財局長に対する通知の廃止等に伴い、本市の事務手続きを改めることにしました。

2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市規則第146号 契約管財局管財部管財制度課)

大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

1 平成27年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る固定資産税の負担調整措置に伴う固定資産課税台帳への登録の特例の適用期間を平成29年度まで延長することにしました。

2 必要な経過措置を講ずることにしました。

3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第147号 財政局税務部管理課)

大阪市重症心身障害者介護手当支給規則の一部を改正する規則

1 介護保険法の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。

2 この規則は、平成28年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第148号 福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

大阪市立弘済院条例施行規則の一部を改正する規則

1 第 1 特別養護老人ホームの利用料金の額の上限及び第 2 特別養護老人ホームの使用料を改めることにしました。

2 介護保険法の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。

- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、平成28年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第149号 福祉局弘済院管理課)

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 短期入所又は施設入所支援に係る障害者支援施設の利用料金の額の上限を改めることにしました。

- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第150号 福祉局心身障害者リハビリテーションセンター管理課)

大阪市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

- 1 子ども・子育て支援法の施行に伴い、子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額及び私立保育所保育料を定めることにしました。

- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第151号 こども青少年局保育施策部保育企画課)

大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、保育の利用の申込み等に関し必要な事項及び保育所への入所措置に係る費用の徴収額について定めることにしました。

- 2 その他必要な規定の整備をすることにしました。

- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第152号 こども青少年局保育施策部保育企画課)

大阪市立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市立児童福祉施設条例の一部改正に伴い、保育料の徴収に関し必要な事項を定めることにしました。

- 2 この規則は、平成27年4月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第153号 こども青少年局保育施策部保育所運営課)

大阪市立障害児入所施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 入所給付決定を受けた者等に係る敷津浦学園の利用料金の額の上限を改めることにしました。

- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第154号 福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

大阪市児童手当法施行細則の一部を改正する規則

- 1 児童手当法の一部改正等に伴い、児童手当から私立保育所保育料を徴収し、児童手当からの公立保育所保育料の支払いを行うことに関し必要な事項を定めることにしました。

- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第155号 こども青少年局保育施策部保育企画課)

大阪市平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。

2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第156号 こども青少年局保育施策部保育企画課)

大阪市立特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

1 短期入所生活介護等の利用料金の額の上限を改めることにしました。

2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第157号 福祉局高齢者施策部高齢施設課)

大阪市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

1 介護認定審査会の委員の定数及び同審査会に置かれる合議体の数を改めることにしました。

2 一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る居宅介護サービス費等の額の特例を定めることにしました。

3 介護保険法の一部改正等に伴い、必要な専決事項を定めるとともに、規定を整備することしました。

4 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、公布の日(平成27年 3月31日)、平成27年 8月 1日又は平成28年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第158号 福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪城天守閣条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

1 大阪城天守閣条例の一部を改正する条例の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。

2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第159号 経済戦略局文化部文化課)

大阪市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

1 母子保健法の一部改正等に伴い、必要な専決事項を定めるとともに、規定を整備することにしました。

2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第160号 こども青少年局子育て支援部管理課)

大阪市立介護老人保健施設条例施行規則の一部を改正する規則

1 短期入所療養介護等の利用料金の額の上限を改めることにしました。

2 介護保険法の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。

3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第161号 福祉局高齢者施策部高齢施設課)

大阪市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

1 職制改正に伴い、必要な専決事項を定めるとともに、規定を整備することにしました。

2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第162号 健康局健康推進部生活衛生課)

大阪市動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則

1 職制改正に伴い、必要な専決事項を定めるとともに、規定を整備することにしました。

- 2 この規則は、平成27年 4月 1 日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第163号 健康局健康推進部生活衛生課)

大阪市優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則

- 1 大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、優良宅地及び優良住宅認定事務に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにした。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1 日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第164号 都市計画局建築指導部建築企画課)

消防協力者等損害補償条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 消防協力者等に対する介護補償の額を引き上げることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにした。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1 日から施行することにした。

(平成27年大阪市規則第165号 消防局総務部人事課)

教育委員会所管の学校の教員の定年に関する規則の一部を改正する規則

- 1 職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備することにした。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1 日から施行することにした。

(平成27年大阪市教育局規則第 8 号 教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)

大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則

- 1 職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備することにした。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1 日から施行することにした。

(平成27年大阪市教育局規則第 9 号 教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

- 1 職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備することにした。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1 日から施行することにした。

(平成27年大阪市教育局規則第10号 教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)

大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備することにした。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1 日から施行することにした。

(平成27年大阪市教育局規則第11号 教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備することにした。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。
(平成27年大阪市教育局規則第12号 教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)

教育委員会所管の学校の教員の再任用に関する規則の一部を改正する規則

- 1 職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備することにした。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。
(平成27年大阪市教育局規則第13号 教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)

公益的法人等への教育職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備することにした。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。
(平成27年大阪市教育局規則第14号 教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)

教育委員会所管の学校の教育職員の評価・育成システムの実施に関する規則の一部を改正する規則

- 1 職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備することにした。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。
(平成27年大阪市教育局規則第15号 教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)

教育委員会所管の学校の教育職員等の配偶者同行休業に関する規則

- 1 教育職員等の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。
(平成27年大阪市教育局規則第16号 教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)

教育委員会所管の学校の教育職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 育児休業等を取得することができない職員及び育児短時間勤務を行うことができない職員として、配偶者同行休業を取得している職員の代替職員を追加することにした。
- 2 期末手当の基準日に育児休業中の職員が、基準日以前 6 箇月以内の期間に配偶者同行休業をした期間があった場合、その期間は在職期間から除くことにしました。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市教育局教育委員会規則第17号 教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)

教育委員会所管の学校の教育職員等の給料等の支給方法に関する規則の一部を改正する規則

- 1 配偶者同行休業を開始し、又は終了して職務に復帰した月の給料は日割計算により支払うこと等を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市教育局教育委員会規則第18号 教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)

大阪市教育局教育委員会公印規則の一部を改正する規則

- 1 生涯学習部専用の教育委員会委員長印を新調することにしました。
- 2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市教育局教育委員会規則第19号 教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市教育局教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市教育局教育委員会規則第20号 教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市教育局教育委員会会議規則の一部を改正する規則

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市教育局教育委員会規則第21号 教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市教育局教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市教育局教育委員会規則第22号 教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市教育局教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市教育局教育委員会規則第23号 教育委員会事務局総務部総務課)

争訟事務委任規則の一部を改正する規則

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。

2 必要な経過措置を講ずることにしました。

3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市教育局規則第24号 教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市教育局職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規則の一部を改正する規則

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。

2 その他必要な規定を整備することにしました。

3 必要な経過措置を講ずることにしました。

4 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市教育局規則第25号 教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市教育局聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。

2 必要な経過措置を講ずることにしました。

3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市教育局規則第26号 教育委員会事務局総務部総務課)

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則の一部を改正する規則

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。

2 必要な経過措置を講ずることにしました。

3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市教育局規則第27号 教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則

1 幼稚園の主任について、学校教育法上の主幹教諭に位置付けることにしました。

2 幼稚園に指導教諭等を置くことにしました。

3 その他必要な規定を整備することにしました。

4 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市教育局規則第28号 教育委員会事務局教務部教職員人事担当)

大阪市立学校職員証規則の一部を改正する規則

1 職員証の有効期間を教育長が延長することができることにしました。

2 この規則は、公布の日（平成27年 3月31日）から施行することにしました。

(平成27年大阪市教育局規則第29号 教育委員会事務局教務部教職員人事担当)

大阪市立高等学校学則の一部を改正する規則

1 大阪市立桜宮高等学校の体育科（体育及びスポーツ健康科学）及び大阪市立第二工芸高等学校の工業科（建築）を廃止することにしました。

2 その他必要な規定を整備することにした。

3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市教育局規則第30号 教育委員会事務局総務部学事課)
大阪市教育局事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

1 総務部に教育政策課を設置する等、内部組織及び事務分掌の変更を行うことにした。

2 区担当理事の廃止及び区担当教育次長の設置等その他職の設置及び廃止を行うことにした。

3 その他必要な規定を整備することにした。

4 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市教育局規則第31号 教育委員会事務局総務部総務課)
学校以外の教育機関に関する規則の一部を改正する規則

1 中央図書館等の事務分掌の変更を行うことにした。

2 副館長を設置することにした。

3 その他必要な規定を整備することにした。

4 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市教育局規則第32号 教育委員会事務局総務部総務課)
大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則

1 区担当理事の廃止及び区担当教育次長の設置に伴い、規定を整備することにした。

2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市教育局規則第33号 教育委員会事務局総務部総務課)
大阪市奨学条例施行規則の一部を改正する規則

1 奨学費の支給の範囲を改めることにした。

2 大阪市奨学条例の一部改正に伴い、規定を整備することにした。

3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市教育局規則第34号 教育委員会事務局学校経営管理センター事務管理担当)

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 幼稚園使用料の徴収方法を定めることにした。

2 大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備することにした。

3 必要な経過措置を講ずることにした。

4 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市教育局規則第35号 こども青少年局保育施策部保育企画課)

大阪市立幼稚園園則の一部を改正する規則

1 幼稚園の収容定員を変更することにした。

2 大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例の一部改正に

に伴い、規定を整備することにしました。

3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市教育局規則第36号 こども青少年局保育施策部保育企画課)

大阪市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

1 大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。

2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市教育局規則第37号 こども青少年局保育施策部保育企画課)

教育委員会所管の学校の教育職員等の昇給等に関する規則の一部を改正する規則

1 指導主事について、相対評価による人事評価の結果をもとに昇給の決定を行うことにしました。

2 高等学校・特別支援学校教育職給料表の適用を受ける職員の昇格時号給対応表及び降格時号給対応表を改めることにしました。

3 幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員の昇格時号給対応表及び降格時号給対応表を定めることにしました。

4 その他必要な規定を整備することにしました。

5 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市教育局規則第38号 教育委員会事務局総務部総務課、教務部教職員給与・厚生担当)

教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

1 指導主事について、相対評価による人事評価の結果をもとに勤勉手当の成績率の決定を行うことにしました。

2 期末手当及び勤勉手当の基準日に配偶者同行休業を取得している教育職員等について、当該手当を支給しないことにしました。

3 教育職員等について、期末手当及び勤勉手当の算定に係る在職期間から、配偶者同行休業を取得した期間を一定の割合に基づいて除くことにしました。

4 幼稚園教育職給料表の適用を受ける教育職員等の期末手当及び勤勉手当に係る加算割合を定めることにしました。

5 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市教育局規則第39号 教育委員会事務局総務部総務課、教務部教職員給与・厚生担当)

教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

1 幼稚園教育職給料表の適用を受ける教育職員等の退職手当の調整額を定めることにしました。

2 教育職員等について、退職手当の調整額を引き上げるとともに、調整額の

支給対象者を拡大することにした。

3 教育職員等について、配偶者同行休業を取得している期間を、退職手当の調整額の算定基礎となる在職期間から除くことにしました。

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定を整備することにした。

5 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市教育局規則第40号 教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)

教育委員会所管の学校の教育職員等の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

1 通勤のため利用し得る交通機関のない教育職員等に対して支給される通勤手当を廃止することにした。

2 教育職員等について、通勤手当の限度額を定めることにしました。

3 教育職員等のうち、再任用職員について、新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の支給を可能にした。

4 通勤手当の支給の始期及び終期について、教育長が別段の取扱いをすることができることにしました。

5 必要な経過措置を講じることにしました。

6 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市教育局規則第41号 教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)

教育委員会所管の学校の教員等の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

1 管理職手当の支給対象である教育職員等が災害への対処等により平日午前 0時から午前 5時までに勤務した場合に、当該教育職員に対して管理職員特別勤務手当の支給を行うことにしました。

2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市教育局規則第42号 教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)

教育委員会所管の学校の教育職員等の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

1 教育職員等に係る単身赴任手当の額を引き上げることにしました。

2 必要な経過措置を講じることにしました。

3 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市教育局規則第43号 教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

1 保育士給料表の新設及び職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴い、必要な規定の整備を行うことにしました。

2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにした。

(平成27年大阪市人事委員会規則第1号 行政委員会事務局任用調査部任用課)
一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

- 1 外部経歴等を有する任期付職員の初任給を決定する基準を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年4月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市人事委員会規則第2号 行政委員会事務局任用調査部調査課)
職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

- 1 課長代理級が非管理職と位置付けられることに伴い、規定の整備をすることにしました。
- 2 この規則は、平成27年4月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市人事委員会規則第3号 行政委員会事務局任用調査部調査課)
職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

- 1 配偶者同行休業に伴い採用される任期付職員の休暇について定めることにしました。
- 2 幼稚園教育職給料表が新設されることに伴い、規定の整備をすることにしました。
- 3 その他、必要な規定の整備をすることにしました。
- 4 この規則は、平成27年4月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市人事委員会規則第4号 行政委員会事務局任用調査部調査課)
大阪市教育長の営利企業等の従事制限に関する規則

- 1 教育長が教育委員会の許可を受けなければ兼ねてはならない営利企業等での地位を定めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、平成27年4月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市人事委員会規則第5号 行政委員会事務局任用調査部調査課)
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

- 1 課長代理級が非管理職と位置付けられることに伴い、管理職員等の範囲を改めることにしました。
- 2 職制改正に伴い、管理職員等の範囲を改めることにしました。
- 3 この規則は、平成27年4月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市人事委員会規則第6号 行政委員会事務局任用調査部調査課)
職務の級の標準的な職務の内容及び職員の職務の級を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則

- 1 幼稚園教育職給料表が新設されたことに伴い、職務の級の標準的な職務の内容を定めることにしました。
- 2 保育士給料表が新設されたことに伴い、職務の級の標準的な職務の内容及び職務の級を決定する基準を定めることにしました。
- 3 職制改正等に伴い、職務の級の標準的な職務の内容を改めることにしました。

4 任期付職員の職務の級を決定する基準及び昇格等に関する規定を定めることにしました。

5 その他、必要な規定の整備を行いました。

6 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市人事委員会規則第 7号 行政委員会事務局任用調査部調査課)

職員の号給を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則

1 職制改正に伴い、号給を決定する基準の一部を改めることにしました。

2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市人事委員会規則第 8号 行政委員会事務局任用調査部調査課)

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 汚水内作業手当及び廃棄物等処理作業手当の支給対象となる者の範囲を改めることにしました。

2 この規則は、平成27年 4月 1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市人事委員会規則第 9号 行政委員会事務局任用調査部調査課)

条 例

次に掲げる条例を公布する。

大阪市市税条例等の一部を改正する条例

平成27年 3月31日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市条例第75号

大阪市市税条例等の一部を改正する条例

(大阪市市税条例の一部改正)

第 1 条 大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「掲げる日」を「定める日」に、「ため」を「ための」に、「するに」を「するのに」に、「ときは、その」を「場合には、当該適することとなつた」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「納付し」を「、納付し、」に改め、同項第 3 号中「申告書又は修正申告書の提出によつて納付すべき額」を「更正又は決定により納付すべき税額」に、「限る。」を「あつては、更正の請求に基づくものに限る。以下この号及び」に、「同じ。）」を「同じ。）又は所得税の申告書（所得税法第 2 条第 1 項第37号に規定する確定申

告書及び同項第39号に規定する修正申告書をいう。以下この号及び第5項において同じ。)の提出」に、「納付し」を「納付し、」に、「通知」を「通知が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日又は所得税の申告書の提出」に改め、同条第2項第3号中「仮差押」を「仮差押え」に改め、同条第3項中「さかのぼって」を「遡って」に改め、同条第4項中「基き」を「基づき」に、「掲げる日」を「定める日」に改め、同条第5項中「所得税の更正」を「所得税の更正又は所得税の申告書の提出」に、「掲げる」を「定める」に改める。

第25条の2第5項中「字句は、」を「字句は、それぞれ」に、「にそれぞれ読み替える」を「とする」に改め、同項の表第30条の2第1項の表の第1号オの項中「の資本金等の額」を「の資本金等の額（法第294条の2第5項の規定により読み替えて適用される法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同表中第30条の2第4項の項を次のように改める。

第30条の2第5項から 第7項まで	)の資本金等の 額	)に係る固有法人の資本金等の 額
----------------------	--------------	---------------------

第30条の2中第4項を次のように改める。

- 4 第1項の場合において、第2項第1号から第3号までに掲げる法人の従業者数の合計数は、それぞれこれらの号に定める日現在における従業者数の合計数による。

第30条の2に次の3項を加える。

- 5 第2項第1号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令で定める日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表の第1号オ中「資本金等の額が」とあるのは「第2項第1号に定める日（同法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第5項に規定する政令で定める日。以下この表において同じ。）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第9号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「第2項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。
- 6 第2項第2号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「第6項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

7 第2項第3号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「第2項第3号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第52条第2項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に、「第2条第12号の7の4」を「第2条第12号の7の2」に改め、同条第8項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第64条第7項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第8項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第9項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第23項の前の見出しを「（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）」に改め、同項から附則第26項までの規定中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第27項第1号中「平成23年度」を「平成26年度」に改め、同項第2号中「平成24年度」を「平成27年度」に改め、同号イ中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同項第3号中「平成25年度」を「平成28年度」に改め、同号イ中「平成26年度」を「平成29年度」に改め、同項第4号中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第28項の前の見出しを「（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）」に改め、同項中「平成25年度及び平成26年度」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第28項の2第2号中「平成26年度」を「平成29年度」に改め、同号ア中「平成25年度分」を「平成28年度分」に改め、同号イ中「平成25年度分」を「平成28年度分」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「平成26年改正前の地方税法」という。）」を「法」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「平成25年度」を「平成28年度」に改め、同号ア中「平成24年度分」を「平成27年度分」に改め、同号イ中「平成24年度分」を「平成27年度分」に、「地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正前の法（以下「平成25年改正前の地方税法」という。）」を「法」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 平成27年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第64条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を

乗じて得た額)

イ 平成26年度分の固定資産税について大阪州市税条例等の一部を改正する条例（平成27年大阪市条例第75号）第1条の規定による改正前のこの条例（以下「平成27年改正前の条例」という。）附則第23項から第27項までの規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「平成27年改正前の地方税法」という。）第349条の3又は平成27年改正前の地方税法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

附則第28項の3各号列記以外の部分中「附則第27項第3号」を「附則第27項第2号に掲げる宅地等で平成27年度に係る賦課期日において附則第28項の表の左欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成26年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「平成27年度類似用途変更宅地等」という。）、附則第27項第3号」に、「平成25年度に」を「平成28年度に」に、「附則第28項の表」を「同表」に、「平成24年度」を「平成27年度」に、「平成25年度類似用途変更宅地等」を「平成28年度類似用途変更宅地等」に、「平成26年度に」を「平成29年度に」に、「平成26年度類似用途変更宅地等」を「平成29年度類似用途変更宅地等」に、「かかわらず」を「かかわらず、平成27年度類似用途変更宅地等に係る平成27年度分の固定資産税にあつては第1号に掲げる額」に、「平成25年度分」を「平成28年度分」に、「第1号」を「第2号」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に、「第2号」を「第3号」に改め、同項第2号中「平成26年度類似用途変更宅地等」を「平成29年度類似用途変更宅地等」に、「平成25年度分」を「平成28年度分」に、「平成26年度に」を「平成29年度に」に、「平成25年度に」を「平成28年度に」に、「次項第2号」を「次項第3号」に、「平成25年度類似特定用途宅地等」を「平成28年度類似特定用途宅地等」に、「平成25年度類似課税標準額」を「平成28年度類似課税標準額」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「平成25年度類似用途変更宅地等」を「平成28年度類似用途変更宅地等」に、「平成24年度分」を「平成27年度分」に、「平成25年度に」を「平成28年度に」に、「平成24年度に」を「平成27年度に」に、「次項第1号」を「次項第2号」に、「平成24年度類似特定用途宅地等」を「平成27年度類似特定用途宅地等」に、「平成24年度類似課税標準額」を「平成27年度類似課税標準額」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該平成27年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成

27年度類似用途変更宅地等が平成27年度に係る賦課期日において該当した附則第28項の表の左欄に掲げる宅地等に平成26年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この号及び次項第1号において「平成26年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る平成26年度類似課税標準額の総額を当該平成26年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

附則第28項の4第2号中「平成25年度類似課税標準額」を「平成28年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「平成25年度類似特定用途宅地等」を「平成28年度類似特定用途宅地等」に、「平成25年度分」を「平成28年度分」に改め、同号イ中「平成25年度分」を「平成28年度分」に、「平成25年度類似特定用途宅地等」を「平成28年度類似特定用途宅地等」に、「平成26年改正前の地方税法」を「法」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「平成24年度類似課税標準額」を「平成27年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「平成24年度類似特定用途宅地等」を「平成27年度類似特定用途宅地等」に、「平成24年度分」を「平成27年度分」に改め、同号イ中「平成24年度分」を「平成27年度分」に、「平成24年度類似特定用途宅地等」を「平成27年度類似特定用途宅地等」に、「平成25年改正前の地方税法」を「法」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 平成26年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる平成26年度類似特定用途宅地等以外の平成26年度類似特定用途宅地等 当該平成26年度類似特定用途宅地等に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該平成26年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第64条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成26年度分の固定資産税について平成27年改正前の条例附則第23項から第27項までの規定の適用を受ける平成26年度類似特定用途宅地等 当該平成26年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該平成26年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成27年改正前の地方税法第349条の3又は平成27年改正前の地方税法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

附則第28項の5中「平成25年度及び平成26年度」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第29項の見出しを「（農地に対して課する平成27年度から平成29年度

までの各年度分の固定資産税の特例)」に改め、同項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第43項の前の見出しを「（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）」に改め、同項から附則第44項までの規定中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第46項の前の見出しを「（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）」に改め、同項中「平成25年度及び平成26年度」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第46項の2第2号中「平成26年度」を「平成29年度」に改め、同号ア中「平成25年度分」を「平成28年度分」に改め、同号イ中「平成25年度分」を「平成28年度分」に、「平成26年改正前の地方税法」を「法」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「平成25年度」を「平成28年度」に改め、同号ア中「平成24年度分」を「平成27年度分」に改め、同号イ中「平成24年度分」を「平成27年度分」に、「平成25年改正前の地方税法」を「法」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 平成27年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第136条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成26年度分の都市計画税について平成27年改正前の条例附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成27年改正前の地方税法第349条の3（第20項を除く。）又は平成27年改正前の地方税法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

附則第46項の3各号列記以外の部分中「附則第27項第3号」を「附則第27項第2号に掲げる宅地等で平成27年度に係る賦課期日において附則第46項の表の左欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成26年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「平成27年度類似用途変更宅地等」という。）、附則第27項第3号」に、「平成25年度に」を「平成28年度に」に、「附則第46項の表」を「同表」に、「平成24年度」を「平成27年度」に、「平成25年度類似用途変更宅地等」を「平成28年度類似用途変更宅地等」に、「平成26年度に」を「平成29年度に」に、「平成26年度類似用途変更宅地等」を「平

成29年度類似用途変更宅地等」に、「かかわらず」を「かかわらず、平成27年度類似用途変更宅地等に係る平成27年度分の都市計画税にあつては第1号に掲げる額」に、「平成25年度分」を「平成28年度分」に、「第1号」を「第2号」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に、「第2号」を「第3号」に改め、同項第2号中「平成26年度類似用途変更宅地等」を「平成29年度類似用途変更宅地等」に、「平成25年度分」を「平成28年度分」に、「平成26年度に」を「平成29年度に」に、「平成25年度に」を「平成28年度に」に、「次項第2号」を「次項第3号」に、「平成25年度類似特定用途宅地等」を「平成28年度類似特定用途宅地等」に、「平成25年度類似課税標準額」を「平成28年度類似課税標準額」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「平成25年度類似用途変更宅地等」を「平成28年度類似用途変更宅地等」に、「平成24年度分」を「平成27年度分」に、「平成25年度に」を「平成28年度に」に、「平成24年度に」を「平成27年度に」に、「次項第1号」を「次項第2号」に、「平成24年度類似特定用途宅地等」を「平成27年度類似特定用途宅地等」に、「平成24年度類似課税標準額」を「平成27年度類似課税標準額」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該平成27年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成27年度類似用途変更宅地等が平成27年度に係る賦課期日において該当した附則第46項の表の左欄に掲げる宅地等に平成26年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この号及び次項第1号において「平成26年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る平成26年度類似課税標準額の総額を当該平成26年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

附則第46項の4第2号中「平成25年度類似課税標準額」を「平成28年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「平成25年度類似特定用途宅地等」を「平成28年度類似特定用途宅地等」に、「平成25年度分」を「平成28年度分」に改め、同号イ中「平成25年度分」を「平成28年度分」に、「平成25年度類似特定用途宅地等」を「平成28年度類似特定用途宅地等」に、「平成26年改正前の地方税法」を「法」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「平成24年度類似課税標準額」を「平成27年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「平成24年度類似特定用途宅地等」を「平成27年度類似特定用途宅地等」に、「平成24年度分」を「平成27年度分」に改め、同号イ中「平成24年度分」を「平成27年度分」に、「平成24年度類似特定用途宅地等」を「平成27年度類似特定用途宅地等」に、「平成25年改正前の地方税法」を「法」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 平成26年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる平成26年度類似特定用途宅地等以外の平成26年度類似特定用途宅地等 当該平成26年度類似特定用途宅地等に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該平成26年度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第136条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成26年度分の都市計画税について平成27年改正前の条例附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける平成26年度類似特定用途宅地等 当該平成26年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該平成26年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成27年改正前の地方税法第349条の3（第20項を除く。）又は平成27年改正前の地方税法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

附則第46項の5中「平成25年度及び平成26年度」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第47項の見出しを「（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）」に改め、同項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第110項及び第111項（同項の前の見出しを含む。）を次のように改める。

110及び111 削除

附則第112項の前に見出しとして「（法人の市民税に係る特例）」を付し、同項中「第42条の10第5項又は」を「第42条の10第5項、」に、「の規定により法人税額について」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第73条第1項の規定によりその例によることとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の4第11項の規定により」に、「第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項」を「又は第63条第1項の規定により加算された金額」に、「とあるのは「第62条の3第1項若しくは第8項」を「とあるのは「」に、「又は所得税法等の一部を改正する法律」を「若しくは所得税法等の一部を改正する法律」に、「」とする」を「の規定により加算された金額又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第73条第1項の規定によりその例によることとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の4第11項の規定により加算された金額（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額に限る。）」とする」に改める。

附則第115項中「附則第15条第20項」を「附則第15条第22項」に改める。

附則第132項及び第135項中「第27項」を「第29項」に改める。

(大阪州市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大阪州市税条例の一部を改正する条例（平成26年大阪市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち大阪州市税条例第30条の2第4項の改正規定を削る。

附則第1項第3号中「改正規定」を「改正規定（同条第2号ア中「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改める部分に限る。）」に改め、同項第5号中「、第30条の2第4項」を削り、「並びに同条例第53条の4の2第1項及び」を「、同条例第53条の4の2第1項の改正規定、同条例第84条の改正規定（同条第2号ア中「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改める部分を除く。）並びに同条例」に、「第15項、第16項」を「第14項の2から第16項まで」に改める。

附則第14項中「第84条」を「第84条第2号ア（3輪のもの及び4輪以上のものに係る部分に限る。）」に改め、同項の次に次の1項を加える。

14の2 新条例第84条第1号、第2号ア（2輪のもの（側車付のものを含む。）及びその他のものに係る部分に限る。）及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中大阪州市税条例の一部を改正する条例附則第1項第3号及び第5号の改正規定、同条例附則第14項の改正規定並びに同項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(還付加算金に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大阪州市税条例（以下「新条例」という。）第9条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に還付のため支出を決定し、又は充当する過納金に加算すべき金額について適用する。ただし、施行日前に所得税についての更正の請求又は所得税の申告書（同項第3号に規定する所得税の申告書をいう。以下この項において同じ。）の提出が行われた場合において、当該更正の請求に基づく更正又は当該所得税の申告書の提出に基因してされた賦課決定により、納付し、又は納入すべき額が減少した市税に係る過納金に加算すべき金額については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事

業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 4 新条例第52条第1項の規定によって申告納付する法人で法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの並びに新条例第52条第2項の規定によって申告納付する法人及び同条第3項の規定によって納付する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の市民税についての新条例第30条の2第1項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額が」とし、同条第5項及び第6項の規定は、適用しないものとする。この場合において、この条例による改正前の大阪州市税条例第30条の2第4項の規定は、なおその効力を有する。

- 5 新条例第53条第1項に規定する法人について、同項に規定する連結適用前欠損金額又は同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額がある場合における当該連結適用前欠損金額又は当該連結適用前災害損失欠損金額に係る同条第2項の規定の適用については、次に定めるところによる。

- (1) 当該法人の新条例第53条第1項に規定する最初連結事業年度（以下この項において「最初連結事業年度」という。）の開始の日（2以上の最初連結事業年度の開始の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は当該連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の開始の日。次号において同じ。）が平成24年4月1日前である場合には、新条例第53条第2項中「法第321条の8第6項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第15条第10項第1号の規定により読み替えられた法第321条の8第6項」とする。
- (2) 当該法人の最初連結事業年度の開始の日が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間である場合には、新条例第53条第2項中「法第321条の8第6項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第15条第10項第2号の規定により読み替えられた法第321条の8第6項」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

- 6 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 7 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（平27. 3. 31揭示済）

規 則

次に掲げる規則を公布する。

大阪市市長直轄組織事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市委務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市北区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市都島区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市福島区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市此花区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市中区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市西区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市大正区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市天王寺区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市浪速区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市東淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市東成区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市生野区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市旭区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市鶴見区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市住之江区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市住吉区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市東住吉区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市平野区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市委務所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市委卸売市場事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市委税事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市北区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市都島区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市福島区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市此花区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市中区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市西区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市港区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市大正区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市天王寺区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市浪速区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則
 大阪市西淀川区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則
 大阪市淀川区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則
 大阪市東淀川区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則
 大阪市東成区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則
 大阪市生野区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則
 大阪市旭区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則
 大阪市城東区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則
 大阪市鶴見区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則
 大阪市阿倍野区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則
 大阪市住之江区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則
 大阪市住吉区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則
 大阪市東住吉区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則
 大阪市平野区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則
 大阪市西成区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則
 大阪市こども相談センター規則の一部を改正する規則
 職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟の遂行の支援に関する規則
 職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用の負担に関する条例施行規則
 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 大阪市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則
 大阪市温泉法施行細則の一部を改正する規則
 大阪市公園条例施行規則の一部を改正する規則
 大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則
 大阪市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則
 大阪市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

平成27年 3月27日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市規則第49号

大阪市市長直轄組織事務分掌規則の一部を改正する規則
 大阪市市長直轄組織事務分掌規則（平成24年大阪市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2 大阪府市大都市局の項中

「

資産調整担当課長	2
----------	---

」

を

「

資産調整担当課長	3
----------	---

」

に改め、同表市政改革室の項中

「

総合調整担当課長	2
事業再構築担当課長	2

」

を

「

総合調整担当課長	3
事業再構築担当課長	1

」

に改め、同表人事室の項中

「

制度担当課長	1
--------	---

」

を

「

制度担当課長	1
連絡調整担当課長	1

」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)



大阪市規則第50号

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則（昭和24年大阪市規則第133号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項経済戦略局産業振興部の項中「金 融 課」を削り、同条第1

「職 員 課

項環境局総務部の項中「職 員 課」を に改め、同条第 1 項中
施設管理課」

環境局施設部の項を削る。

第 2 条中第10項を削り、第11項を第10項とし、第12項から第15項までを 1 項
ずつ繰り上げ、第16項を第15項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

16 経済戦略局観光部に大阪城天守閣館長を置く。

第 2 条第22項中「、技術主幹」を削る。

第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項中「、一部事務組合設立準備室長」を削り、
「担当医務主幹」を「館長、担当医務主幹」に改め、「、技術主幹」を削る。

第 5 条中第 9 項を削り、第10項を第 9 項とし、第11項を第10項とし、第12項
を第11項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

12 大阪城天守閣館長は、大阪城天守閣の学芸業務に関する事項を所管する。

第 5 条第15項中「、技術主幹」を削る。

第 6 条第 2 項中「、一部事務組合設立準備室長」を削る。

第10条産業振興部企業支援課の項に次の 1 号を加える。

(2) 商工金融に関すること

第10条産業振興部の項中金融課の項を削る。

第11条行政部総務課の項中第 3 号を次のように改める。

(3) I C T戦略に係る調査、企画及び連絡調整に関すること

第11条行政部 I T 統括課の項第 1 号中「行政情報化に係る総合的企画」を
「I T 適正利用に係る企画」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 社会保障・税番号制度の導入に係る企画及び連絡調整に関すること

第13条財務部財務課の項第 4 号中「及び大都市税財政制度等の調査研究」を
削り、同項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、同条財務部財源課の項第 3
号中「税制」を「税財政制度等」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(9) 市有施設、市管理施設その他本市が管理する資産に掲示する広告に関す
ること

第13条税務部収税課の項第 5 号中「母子寡婦福祉資金貸付金」を「母子父子
寡婦福祉資金貸付金」に改める。

第15条計画部都市計画課の項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、同条開
発調整部開発誘導課の項に次の 1 号を加える。

(9) 地図情報に係る調査、企画及び連絡調整に関すること

第16条生活福祉部保護課の項中第 5 号を削る。

第17条健康推進部健康施策課の項第 5 号中「指導」を「支援、指導」に改め
る。

第18条子育て支援部管理課の項中第 6 号から第 8 号までを削り、第 9 号を第
6 号とし、同条保育施策部保育企画課の項を次のように改める。

保育企画課

(1) 保育施策及び幼稚園施策に関する企画、調査及び連絡調整に関すること

- (2) 子ども・子育て支援法に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に関すること
- (4) 児童福祉法（保育に関すること及び児童福祉施設の監督・指導に関することに限る。）に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。
- (5) 市立幼稚園の管理運営及び建物整備に関すること
- (6) 幼児の就園奨励に関すること
- (7) 他の課の主管に属しないこと

第19条総務部総務課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条総務部企画課の項に次の1号を加える。

- (3) 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合との連絡調整に関すること

第19条総務部職員課の項に次の1号を加える。

- (2) 所管事業に係る事故の処理並びに所管自動車に係る保険の契約及び保険金の請求に関すること

第19条総務部職員課の項の次に次のように加える。

施設管理課

- (1) 局の施設の建設及び維持管理並びに機材の維持管理に関すること
- (2) 廃棄物処理技術に関すること

第19条事業部事業管理課の項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 一般廃棄物等の処理手数料の徴収に関すること

第19条事業部一般廃棄物指導課の項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 工場搬入許可証の交付に関すること

第19条中施設部の項を削る。

別表第1都市計画局の項中

「

理事	1	夢洲・咲洲地区のまちづくり施策に係る調査、企画及び連絡調整に関すること
----	---	-------------------------------------

」

を

「

理事	1	夢洲・咲洲地区のまちづくり施策に係る調査、企画及び連絡調整に関すること
理事	1	大阪駅周辺地区のまちづくり施策に係る調査、企画及び連絡調整に関すること

」

に改め、同表中環境局の項を次のように改める。

環境局	理事	1	環境保全に係る調査、企画及び連絡調整に関すること
-----	----	---	--------------------------

別表第1港湾局の項中「府市管理港湾の港湾管理者の統合」を「港湾管理の一元化」に改める。

別表第2経済戦略局の項中

「

交流推進担当部長	1
都市魅力担当部長	1

」

を

「

交流推進担当部長	1
----------	---

」

に、

「

博物館改革担当部長	1
-----------	---

」

を

「

博物館改革担当部長	1
立地企画担当部長	1

」

に改め、同表中総務局の項を次のように改める。

総務局	I C T戦略担当部長	1
	I T統括担当部長	1

別表第2市民局の項中「2」を「1」に改め、同表中財政局の項及び都市計画局の項を次のように改める。

財政局	税財政企画担当部長	1
都市計画局	うめきた整備担当部長	1

	夢洲・咲洲地区開発担当部長	1
--	---------------	---

別表第2 福祉局の項中

「

事業者等指導担当部長	1
給付金担当部長	1

」

を

「

事業者等指導担当部長	1
------------	---

」

に改め、同表中こども青少年局の項を次のように改める。

こども青少年局	青少年担当部長	1
	幼稚園施策担当部長	1

別表第3 危機管理室の項中

「

自主防災企画担当課長	1
------------	---

」

を

「

自主防災企画担当課長	1
住民保護企画担当課長	1

」

に改め、同表経済戦略局企画部の項中「7」を「2」に改め、同表経済戦略局文化部の項中

「

文化施策担当課長	1
博物館施設担当課長	1

」

を

「

博物館施設担当課長	1
-----------	---

」

に改め、同表経済戦略局立地推進部の項中

「

立地推進担当課長	3
統合型リゾート担当課長	1
特区担当課長	1
特区調整担当課長	1

」

を

「

立地企画担当課長	3
立地推進担当課長	2
特区担当課長	1
特区調整担当課長	1
事業調整担当課長	1

」

に、

「

イノベーション企画担当課長	1
産学官連携担当課長	1

」

を

「

イノベーション企画担当課長	1
---------------	---

」

に改め、同表経済戦略局産業振興部の項中

「

農業委員会担当課長	1
-----------	---

」

を

「

農業委員会担当課長	1
金融担当課長	1

」

に改め、同表総務局行政部の項中

「

番号制度調整担当課長	1
------------	---

」

を

「

I C T 戦略担当課長	1
--------------	---

」

に、

「

I T 適正化担当課長	1
-------------	---

」

を

「

I T 適正化担当課長	1
番号制度調整担当課長	1

」

に改め、同表市民局の項中

「

政策支援担当課長	1
調整担当課長	1

」

を

「

政策支援担当課長	1
----------	---

」

に改め、同表財政局税務部の項中

「

システム担当課長	1
----------	---

」

を

「

服務等担当課長	1
---------	---

」

に、「2」を「1」に改め、同表福祉局総務部の項中「2」を「1」に改め、
同表中

「

福祉局高齢者施策部	認知症施策担当課長	1
	在宅サービス事業担当課長	1
	事業者指導担当課長	1

」

を

「

福祉局障害者施策部	認定担当課長	1
福祉局高齢者施策部	認知症施策担当課長	1
	在宅サービス事業担当課長	1
	認定担当課長	1
	事業者指導担当課長	1

」

に改め、同表中こども青少年局子育て支援部の項を削り、同表こども青少年局
保育施策部の項を次のように改める。

こども青少年局保育 施策部	指導担当課長	1
	環境整備担当課長	1
	幼稚園運営担当課長	1
	幼稚園企画担当課長	1
	保育所再編整備担当課長	2

別表第3中環境局総務部の項を次のように改める。

環境局総務部	運営改革担当課長	1
--------	----------	---

別表第3環境局環境施策部の項中「2」を「1」に、「7」を「6」に改め、
同表中環境局施設部の項を削り、同表都市整備局住宅部の項中

「

管理企画担当課長	1
----------	---

」

を

「

管理企画担当課長	2
----------	---

」

に改め、同表港湾局営業推進室の項中

「

開発調整担当課長	1
企画調整担当課長	1

」

を

「

開発調整担当課長	1
----------	---

」

に改め、同表港湾局計画整備部の項中

「

施設管理担当課長	1
----------	---

防災保安担当課長	1
----------	---

」

を

「

防災・施設担当課長	1
-----------	---

」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

**大阪市規則第51号**

大阪市北区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市北区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第139号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中

「政策企画課

魅力創造課

住民自治課」

を

「地 域 課」

に改める。

第 3 条総務課の項第 1 号中「。ただし、他の課の所管に属するものを除く。」を削り、同項中第 8 号を第12号とし、第 7 号を第11号とし、第 6 号を第10号とし、第 5 号を第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(9) 屋外広告物に関すること

第 3 条総務課の項中第 4 号を第 7 号とし、第 3 号の次に次の 3 号を加える。

(4) 区行政に係る事項の調査及び企画に関すること

(5) 広報及び市民の各種相談その他広聴に関すること

(6) 事業所及び出先行政機関との連絡調整その他区内における事務事業の総合調整に関すること

第 3 条中政策企画課の項から住民自治課の項までを次のように改める。

地 域 課

(1) 地域の振興に関すること

(2) 地縁による団体の認可等に関すること

(3) 区内の市民公益活動の推進に関すること

- (4) 地域の防犯対策及び安全対策に関すること
- (5) 防災及び災害救助に関すること
- (6) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること
- (7) 区役所附設会館、地域集会施設その他の地域福祉施設（他の所管に属するものを除く。）に関すること
- (8) 水難救護法による事務に関すること
- (9) 区内の社会教育、生涯学習及び人権施策の推進に関すること

第4条第6項中「医務主幹」を「担当課長、医務主幹」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項の次に次の1項を加える。

3 別表に定めるところにより、北区役所に担当課長を置く。

第5条第1項中「医務主幹」を「担当課長、医務主幹」に改め、同条第3項中「担当課長代理は」を「担当課長及び担当課長代理は」に、「同一」を「同一の職名の担当課長が複数置かれているとき又は同一」に、「当該担当課長代理」を「当該担当課長又は担当課長代理」に改める。

第6条第2項中「課長」を「課長等（課長及び担当課長をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第3項中「課長」を「課長等」に改め、同条第4項中「課長に」を「課長等に」に、「課長が」を「課長等が」に、「課長の」を「課長等の」に改め、同条第5項中「課長の」を「課長等の」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

政策企画担当課長

区民協働担当課長

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

（平27. 3. 27揭示済）

大阪市規則第52号

大阪市都島区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市都島区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第140号）の一部を次のように改正する。

第3条まちづくり推進課の項中第10号を削り、同条保健福祉課の項に次の1号を加える。

- (2) 学校との連絡調整に関すること

別表中「IT・広報企画担当課長」を削り、
「教育担当課長」

を

「こども教育担当課長
健康推進担当課長」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第53号

大阪市福島区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市福島区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第141号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「総 務 課」を「企画総務課」に改める。

第 2 条中「総務課」を「企画総務課」に改める。

第 3 条総務課の項中「総 務 課」を「企画総務課」に改め、同条市民協働課の項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第10号を第 9 号とする。

別表中

「地域活動支援担当課長
まちづくり担当課長」

を

「まち魅力推進担当課長
地域活動支援担当課長」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第54号

大阪市此花区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市此花区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第142号）の一部を次のように改正する。

第 3 条総務課の項第 7 号中「統計調査」を「統計調査（国勢調査を除く。）」に改め、同条市民協働課の項中第10号を第11号とし、第 4 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 国勢調査に関すること

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第55号

大阪市中心区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市中心区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第143号）の一部を次のように改正する。

第3条総務課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条市民協働課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条窓口サービス課の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第56号

大阪市西区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市西区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第144号）の一部を次のように改正する。

第1条中

「

総 務 課

」

を

「

総 務 課

まち魅力創造課

」

に改める。

第3条総務課の項第4号中「こと」を「こと。ただし、他の課の所管に属するものを除く。」に改め、同項の次に次のように加える。

まち魅力創造課

- (1) 区行政に係る事項の調査及び企画に関すること（区長が定めるものに限る。）
- (2) 区内の市民公益活動の推進に関すること
- (3) 区内の社会教育、生涯学習及び人権施策の推進に関すること

(4) 学校との連絡調整に関すること

第3条市民協働課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第9号及び第10号を削る。

別表中

「

情報発信戦略担当課長

企画調整担当課長

駐輪対策担当課長

」

を

「

事業調整担当課長

教育文化担当課長

」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)



大阪市規則第57号

大阪市大正区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市大正区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第146号）の一部を次のように改正する。

別表中「区政調整担当課長」を削る。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)



大阪市規則第58号

大阪市天王寺区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市天王寺区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第147号）の一部を次のように改正する。

別表中「PDCA担当課長」を削る。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)



大阪市規則第59号

大阪市浪速区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市浪速区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第148号）の一部を次のように改正する。

第3条総務課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条市民協働課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条窓口サービス課の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

別表中「人権生涯学習担当課長」を「こども・教育担当課長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

（平27. 3. 27揭示済）



大阪市規則第60号

大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市西淀川区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第149号）の一部を次のように改正する。

別表中「地域活動支援担当課長」を「地域支援担当課長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

（平27. 3. 27揭示済）



大阪市規則第61号

大阪市東淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市東淀川区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第151号）の一部を次のように改正する。

第3条市民協働課の項第10号中「社会教育、生涯学習及び」及び「。ただし、他の課の所管に属するものを除く。」を削り、同条保健福祉課の項第2号中「の推進」を「及び生涯学習の推進」に改め、「（区長が定めるものに限る。）」を削る。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

（平27. 3. 27揭示済）



大阪市規則第62号

大阪市東成区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市東成区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第152号）の一部を次のように改正する。

第3条総務課の項第4号中「市民」を「広報及び市民」に改め、同条まちづくり推進課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「区政総括担当課長」を「区政推進担当課長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（平27. 3. 27揭示済）



大阪市規則第63号

大阪市生野区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市生野区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第153号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市民協働課」を「地域まちづくり課」に改める。

第3条市民協働課の項中「市民協働課」を「地域まちづくり課」に改め、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同条窓口サービス課の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

政策企画担当課長

政策調査担当課長

住民運動支援・調整担当課長

安心まちづくり担当課長

教育振興担当課長

保険年金担当課長

生活支援担当課長

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（平27. 3. 27揭示済）



大阪市規則第64号

大阪市旭区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市旭区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第154号）の一部を次のように改正する。

別表中「保健担当課長」を「保健・子育て支援担当課長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（平27. 3. 27揭示済）

**大阪市規則第65号**

大阪市鶴見区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市鶴見区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第156号）の一部を次のように改正する。

「総 務 課

第 1 条中「総 務 課」を 〃 に改める。

魅力創造課」

第 3 条総務課の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を削り、第10号を第 8 号とし、第11号を第 9 号とし、第12号を第10号とし、同項の次に次のように加える。

魅力創造課

- (1) 広報及び市民の各種相談その他広聴に関すること
- (2) 屋外広告物に関すること

「総合企画担当課長 〃 「区政企画担当課長

別表中 〃 を 〃 に改め、「住民情報担

魅力創造担当課長」 広報戦略担当課長」

当課長」を削る。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（平27. 3. 27揭示済）

**大阪市規則第66号**

大阪市住之江区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市住之江区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第158号）の一部を次のように改正する。

別表中「6」を「7」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第67号

大阪市住吉区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市住吉区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第159号）の一部を次のように改正する。

別表中「保健・子育て担当課長」を「保健子育て担当課長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第68号

大阪市東住吉区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市東住吉区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第160号）の一部を次のように改正する。

第1条中

「保健福祉課」

を

「保健福祉課

保 護 課」

に改める。

第3条中保健福祉課の項の次に次のように加える。

保 護 課

- (1) 保健福祉センターに関すること（福祉に関することのうち区長が定めるものに限る。）

別表中「安心安全・まちづくり担当課長」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第69号

大阪市平野区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市平野区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第161号）の一部を次

のように改正する。

第3条政策推進課の項中第4号を削り、同条まちづくり協働課の項第9号中「に関すること（区長が定めるものに限る。）」を「、生涯学習及び人権施策の推進に関すること」に改める。

別表中

「

地域保健担当課長	1
----------	---

」

を

「

地域保健担当課長	1
生活支援調整担当課長	1

」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)



大阪市規則第70号

大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事業所事務分掌規則（昭和37年大阪市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「建設局方面管理事務所」を「建設局方面管理事務所（建設局臨港方面管理事務所を除く。）」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 建設局臨港方面管理事務所 管理課

第4条中第10項を第11項とし、同条第9項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「事務長、」、「副工場長」及び「研究副主幹」を削り、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 天王寺動物公園事務所に天王寺動物園長を置く。

第6条中環境局工場の項を削り、同条建設局方面管理事務所の項中「建設局方面管理事務所」を「建設局方面管理事務所（建設局臨港方面管理事務所を除く。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

く。）」に改め、同条建設局方面管理事務所舞洲スラッジセンターの項の次に次のように加える。

建設局臨港方面管理事務所

管 理 課

- (1) 港湾局が所管する道路、橋梁及び緑地（別に定めるものに限る。）の工事の施行、維持修繕及び管理に関すること

第6条中花博記念公園事務所の項を削る。

別表第1中環境局施設部の項を削り、建設局の項を次のように改める。

建設局	大阪市建設局東部方面管理事務所	所長
	大阪市建設局西部方面管理事務所	所長
	大阪市建設局南部方面管理事務所	所長
	大阪市建設局北部方面管理事務所	所長
	大阪市建設局臨港方面管理事務所	所長

別表第1中建設局公園緑化部の項を次のように改める。

建設局公園緑化部	大阪市天王寺動物公園事務所	所長
	大阪市東部方面公園事務所	所長
	大阪市西部方面公園事務所	所長
	大阪市南部方面公園事務所	所長
	大阪市北部方面公園事務所	所長
	大阪市西南方面公園事務所	所長

別表第2中大阪市人権啓発・相談センターの項を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第71号

大阪市中央卸売市場事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市中央卸売市場事務分掌規則（昭和39年大阪市規則第98号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第4項中「経営改善担当課長」を「経営改善担当課長を置き、南港市場に市場整備担当課長」に改め、同条中第9項を削り、第10項を第9項とし、同条第11項中「、技術監」を削り、同項を同条第10項とし、同条第12項中「、技術監」を削り、同項を同条第11項とし、同条第13項中「技術監、」を削り、同項を同条第12項とする。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第72号

大阪市市税事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市市税事務所事務分掌規則（平成19年大阪市規則第182号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項に次の1号を加える。

(8) 軽自動車税に係る事務の集約化に関すること

別表第1 梅田市税事務所、なんば市税事務所及びあべの市税事務所の項中「梅田市税事務所」を「梅田市税事務所、京橋市税事務所、弁天町市税事務所」に改め、同表京橋市税事務所、弁天町市税事務所及び船場法人市税事務所の項中「京橋市税事務所、弁天町市税事務所及び」を削り、

「

税務担当課長	1
--------	---

」

を

「

管理担当課長	1
課税担当課長	1
調査担当課長	1

」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第73号

大阪市北区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市北区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第168号）の一部を次のように改正する。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、

第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第74号

大阪市都島区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市都島区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第169号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「生活支援担当課長」を「こども教育担当課長、健康推進担当課長、生活支援担当課長」に改める。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第75号

大阪市福島区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市福島区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第170号）の一部を次のように改正する。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)



大阪市規則第76号

大阪市此花区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市此花区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第171号）の一部を次のように改正する。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)



大阪市規則第77号

大阪市中心区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市中心区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第172号）の一部を次のように改正する。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)



大阪市規則第78号

大阪市西区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市西区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第173号）の一部を次のように改正する。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、

第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第79号

大阪市港区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市港区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第174号）の一部を次のように改正する。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第80号

大阪市大正区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市大正区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第175号）の一部を次のように改正する。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第81号

大阪市天王寺区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する
規則

大阪市天王寺区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第176号）の一部を次のように改正する。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第82号

大阪市浪速区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規
則

大阪市浪速区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第177号）の一部を次のように改正する。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第83号

大阪市西淀川区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する
規則

大阪市西淀川区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第178号）の一部を次のように改正する。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)



大阪市規則第84号

大阪市淀川区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市淀川区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第179号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第 5 号から第22号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)



大阪市規則第85号

大阪市東淀川区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市東淀川区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第180号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第 5 号から第22号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)



大阪市規則第86号

大阪市東成区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市東成区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第181号）の一部を次のように改正する。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第87号

大阪市生野区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市生野区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第182号）の一部を次のように改正する。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第88号

大阪市旭区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市旭区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第183号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「保健担当課長」を「保健・子育て支援担当課長」に改める。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)



大阪市規則第89号

大阪市城東区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市城東区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第184号）の一部を次のように改正する。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)



大阪市規則第90号

大阪市鶴見区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市鶴見区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第185号）の一部を次のように改正する。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)



大阪市規則第91号

大阪市阿倍野区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する
規則

大阪市阿倍野区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第186号）の一部を次のように改正する。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第92号

大阪市住之江区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する
規則

大阪市住之江区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第187号）の一部を次のように改正する。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第93号

大阪市住吉区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規
則

大阪市住吉区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第188号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「保健・子育て担当課長」を「保健子育て担当課長」に改める。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号

とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第94号

大阪市東住吉区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する
規則

大阪市東住吉区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第189号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「保健福祉課」を「保健福祉課及び保護課」に改める。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第95号

大阪市平野区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規
則

大阪市平野区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第190号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「地域保健担当課長」を「地域保健担当課長、生活支援調整担当課長」に改める。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第96号

大阪市西成区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市西成区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第191号）の一部を次のように改正する。

第3条中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号中「特定疾患」を「難病及び特定疾患」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第97号

大阪市こども相談センター規則の一部を改正する規則

大阪市こども相談センター規則（昭和31年大阪市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「副所長は、」を削り、「所長の」を「あらかじめ所長が定める職員が所長の」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

こども相談センターに運営担当課長1名、相談支援担当課長2名、虐待対応担当課長1名、教育相談担当課長1名及び一時保護所長1名を置く。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第98号

職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟の遂行の支援に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、職員個人を被告として提起された本市の職務上の行為に

関する損害賠償請求訴訟の遂行を市長が支援するために必要な事項を定めることにより、職員が職務に精励できる環境を整備し、もって市政の円滑な推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「職員」とは、次に掲げる職員（当該職員であった者を含む。）をいう。

(1) 市長

(2) 副市長

(3) 特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成24年大阪市条例第 1 号）

第 2 条の市長の秘書の職を占める職員

(4) 地方公務員法（昭

和25年法律第261号）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員のうち市長

又は同法第 6 条第 2 項の規定により市長の委任を受けた者が任命したもの

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に認める職員

2 この規則において「損害賠償請求訴訟」とは、職員がその職務（市長の権限に属する事務に係るものに限る。）を行うについて故意又は過失によって違法に他人（本市を除く。）に損害を与えたとして、当該他人が職員を被告として提起した損害賠償の請求を目的とする訴訟をいう。

3 この規則において「対象行為」とは、損害賠償請求訴訟において損害の原因とされた行為をいう。

(支援を要する旨の申出)

第 3 条 職員は、損害賠償請求訴訟を提起された場合であって、当該損害賠償請求訴訟の遂行に係る支援を要するときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 職員は、前項の規定による申出（以下「支援の申出」という。）をしようとするときは、別記様式による申出書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 訴状、書証、期日呼出状その他当該損害賠償請求訴訟に関し裁判所から送達された書類の写し

(2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、必要があると認めるときは、支援の申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対し、対象行為に係る事実関係その他当該損害賠償請求訴訟に関する事項について質問することができる。

4 市長は、支援の申出があったときは、局等の長（対象行為に係る事務を所管する局等（大阪府市大都市局、市政改革室、人事室、大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第 1 条に掲げる局及び室、会計室、危機管理監の内部組織並びに区役所をいう。）の長（危機管理監の内部組織にあっては危機管理監）をいう。以下同じ。）に対し、当該支援の申出に係る損害賠償請求訴訟に関する資料の提出を求めるとともに、当該申出職員に対する支援の実施について意見を聴くものとする。

(訴訟遂行支援の実施等)

第4条 市長は、支援の申出があったときは、損害賠償請求訴訟の遂行に係る支援（以下「訴訟遂行支援」という。）を行うかどうか及び訴訟遂行支援を行う場合における訴訟遂行支援の方法を判断するため、弁護士（市長が適当と認める者に限る。）の意見を聴くものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 対象行為が職務上の行為でないことが明らかであるとき
- (2) 対象行為について申出職員に故意又は重大な過失があったことが明らかであるとき
- (3) 当該損害賠償請求訴訟の原告及び対象行為が、次項の規定により既に市長が訴訟遂行支援を行うこととし、又は行わないこととした損害賠償請求訴訟の原告及び対象行為と同じであるとき

2 市長は、第1条の目的に照らして、必要があると認めるときは訴訟遂行支援を行うこととし、必要があると認められないときは訴訟遂行支援を行わないこととする。

3 訴訟遂行支援は、次に掲げるもののうち、市長が必要であると認めるものとする。

- (1) 訴訟遂行支援の対象となった損害賠償請求訴訟（以下「支援対象訴訟」という。）を当該職員が自ら遂行するための弁護士の紹介
- (2) 裁判所に提出する書面等の作成に関する助言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援対象訴訟の遂行のために必要な支援

4 市長は、第2項の規定により訴訟遂行支援を行うこととしたときは、当該訴訟遂行支援を受ける職員（以下「被支援職員」という。）及び局等の長に対し、速やかにその旨及び訴訟遂行支援の内容を通知するものとする。

5 市長は、第2項の規定により訴訟遂行支援を行わないこととしたときは、申出職員及び局等の長に対し、速やかにその旨及びその理由を通知するものとする。

(訴訟遂行支援の打ち切り)

第5条 市長は、支援対象訴訟について、第1条の目的に照らして訴訟遂行支援を行う必要があると認められなくなったときは、弁護士（市長が適当と認める者に限る。）の意見を聴いた上で、訴訟遂行支援を打ち切ることができる。

2 前条第5項の規定は、前項の規定により訴訟遂行支援を打ち切った場合について準用する。この場合において、同条第5項中「申出職員」とあるのは「被支援職員」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に提起された損害賠償請求訴

訟について適用する。

別記様式（第3条関係）

申 出 書

平成 年 月 日

大阪市長 様

申出者

所属

氏名印

印

次の訴訟の遂行については、市長による支援が必要ですので、職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟の遂行の支援に関する規則第3条第1項の規定により申し出ます。

なお、申出に当たっては、同条第2項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該書類を訴訟遂行の支援の要否の判断及び訴訟遂行の支援に必要な範囲で利用することについて、同意いたします。

記

- 1 事件番号・事件名
- 2 当事者
 - (1) 原告
 - (2) 被告
- 3 訴訟提起年月日
- 4 上記訴訟において損害の原因とされた行為に係る事実関係
- 5 原告の主張に対する申出者の意見

(平27. 3. 27揭示)

大阪市規則第99号

職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用の負担
に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用の負担に関する条例（平成27年大阪市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(大阪市補助金等交付規則の適用除外)

第3条 条例第3条第2項の補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）の規定は適用せず、次条から第11条までに定めるところによる。

(補助金の交付の申出)

第4条 条例第3条第2項の規定による申出は、第1号様式による申出書を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第3条第2項の規定による申出に係る損害賠償請求訴訟の判決書の写し及び当該判決が確定したことを証する書類
- (2) 条例第3条第2項の規定による申出に係る損害賠償請求訴訟の処理に関し弁護士との間で締結した委任契約の契約書の写し
- (3) 前号の委任契約に基づき職員が弁護士に対し支払った弁護士報酬に係る領収書の写し
- (4) 保険給付その他の事由により弁護士報酬に係る負担を免れる額がない旨の誓約書（保険給付その他の事由により弁護士報酬に係る負担を免れ、又は免れることとなる場合にあっては、その免れ、又は免れることとなる額を明らかにする書類）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対し、当該申出に係る損害賠償請求訴訟に関する資料の提出を求めることができる。

4 市長は、第1項の規定による申出があったときは、当該申出に係る損害賠償請求訴訟において損害の原因とされた行為に係する局等（大阪府市大都市局、市政改革室、人事室、大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる局及び室、会計室、危機管理監の内部組織並びに区役所をいう。）の長（危機管理監の内部組織にあっては危機管理監）に対し、当

該損害賠償請求訴訟に関する資料の提出及び意見の陳述を求めるものとする。

(補助金の不交付)

第5条 前条第1項の規定による申出があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金は交付しないものとする。

- (1) 前条第1項の規定による申出に係る損害賠償請求訴訟において損害の原因とされた行為に関し本市を被告とする損害賠償の請求を目的とする訴訟（以下「本市を被告とする訴訟」という。）が係属しているとき
- (2) 前条第1項の規定による申出に係る本市を被告とする訴訟について、本市が敗訴（一部敗訴を含む。以下同じ。）したことが確定しているとき又は本市と当該本市を被告とする訴訟の相手方当事者との間で和解が成立しているとき

(補助金の交付等に係る通知)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容を申出職員に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、速やかにその旨を理由を付して申出職員に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申出職員（以下「交付決定職員」という。）は、当該通知に係る補助金の交付を受けようとするときは、市長に対し、第2号様式による請求書を提出しなければならない。

(申出の際に示した範囲を超えて負担を免れたときの報告義務)

第8条 交付決定職員は、補助金の交付の決定に係る損害賠償請求訴訟の弁護士報酬に係る費用について、保険給付その他の事由により、第4条第1項の申出の際に同条第2項第4号の書類で示した範囲を超えて負担を免れたときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をした後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、弁護士（市長が適当と認める者に限る。）の意見を聴いた上で、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 当該補助金の交付の決定に係る本市を被告とする訴訟が提起され、当該本市を被告とする訴訟について、本市が敗訴したことが確定したとき又は本市と当該本市を被告とする訴訟の相手方当事者との間で和解が成立したとき
- (2) 市長が前条の規定による報告を受けたとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が条例第1条の目的に照らして補助金の交付の決定を取り消す必要があると認めたとき

- 2 市長は、補助金の交付の決定をした後、第4条第1項の申出書又はその添付書類に虚偽の記載があることが判明したとき又は交付決定職員が前条の規定による報告を怠ったことが判明したときは、弁護士（市長が適当と認める者に限る。）の意見を聴いた上で、当該補助金の交付の決定の全部を取り消

すものとする。

- 3 市長は、前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかにその旨を理由を付して当該決定に係る交付決定職員に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

第11条 前条の規定により補助金の返還を求められた交付決定職員（第9条第2項の規定により補助金の交付の決定を取り消された職員に限る。以下「返還義務職員」という。）は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、返還義務職員の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。

- 3 返還義務職員が補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和39年大阪市条例第12号）第2条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を求められた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。

(施行の細目)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

申 出 書

平成 年 月 日

大阪市長 様

申出者

所属

氏名印

印

職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用の負担に関する条例第3条第2項の規定により、次のとおり申し出します。

なお、申出に当たっては、職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用の負担に関する条例施行規則第4条第2項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該書類を補助金の交付等の決定に必要な範囲で利用することについて、同意いたします。

記

- 1 事件番号・事件名
- 2 当事者
 - (1) 原告
 - (2) 被告
- 3 訴訟提起年月日
- 4 判決確定年月日
- 5 弁護士費用に係る補助金交付申出額

第2号様式（第7条関係）

請 求 書

平成 年 月 日

大阪市長 様

請求者

所属

氏名印

印

職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用の負担に関する条例施行規則第7条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 事件番号・事件名
- 2 当事者
 - (1) 原告
 - (2) 被告
- 3 訴訟提起年月日
- 4 判決確定年月日
- 5 弁護士費用に係る補助金交付決定額
- 6 弁護士費用に係る補助金交付請求額
- 7 弁護士費用に係る補助金の振込先

振	込	先	銀行	支店
預	金	科	目	☐ 普通預金 ☐ 当座預金
振込口座	口座番号			
	預金名義人			

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第100号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年大阪市規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「一般財団法人大阪国際経済振興センター」を削る。

「危險物保安技術協會」

「大阪府国民健

別表第 2 中

本

公益財団法人大阪バイオサイエンス研究所 |

危險物保安技

康保險団体連合会

に改める。

術協會

別表第3中「大阪港埠頭株式会社」及び「株式会社大阪鶴見フラワーセンタ

「株式会社湊町開発センター」

一」を削り、「株式会社湊町開発センター」を

阪神高速道路株式会社

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)



大阪市規則第101号

大阪市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

大阪市食品衛生法施行細則（昭和31年大阪市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号中「第2号」を「第2号並びに第2第6項第1号及び第2号」に改め、同条第2項第4号中「及び」を「並びに」に、「第1第7項」を「第1第14項各号及び第2第7項各号」に改める。

第5条第1項中「第71条及び」を「第71条並びに」に、「若しくは第2号」を「及び第2号並びに第2第6項第1号及び第2号」に改める。

第8条中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第9条中「第1第3項第1号」を「第1第3項第1号、第2第3項第1号及び第3第3項第4号」に、「第1 食品の部D 各条の項の○ 清涼飲料水の2 清涼飲料水の製造基準の目の(1)の2. 」を「第1 食品の部B 食品一般の製造、加工及び調理基準の項の5 」に改める。

第10条中「第1第4項第8号の」を「第1第13項及び第2第4項第8号の」に改め、同条第1号中「第1第4項第8号ア又はイ」を「第1第13項ア若しく

はイ又は第2第4項第8号ア若しくはイ」に改め、同条第2号中「第1第4項第8号ウ又はエ」を「第1第13項ウ若しくはエ又は第2第4項第8号ウ若しくはエ」に改める。

第11条中「第1第6項第1号ただし書」を「第1第6項第1号ただし書及び第2第6項第1号ただし書」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第102号

大阪市温泉法施行細則の一部を改正する規則

大阪市温泉法施行細則（昭和59年大阪市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号及び第10号を削り、第11号を第8号とし、第12号を第9号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第103号

大阪市公園条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市公園条例施行規則（昭和52年大阪市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（有料施設の使用許可の申請）」に改め、同条第1項中「有料公園又は」を削る。

第17条第1項中「、花博記念公園事務所」を削る。

「有料公園

別記様式一覧表第4号様式の項及び第4号様式中 を「有料施設
有料施設」

設」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

大阪市規則第104号

大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市港湾施設条例施行規則（平成21年大阪市規則第79号）の一部を次のように改正する。

別表第1 岸壁の項中

「			
「	E 岸壁	大阪市住之江区南港南 2 丁目	」
を			

を

「			
「	E 岸壁	大阪市住之江区南港南 2 丁目	」
	F 7 岸壁	大阪市住之江区南港南 5 丁目	
	F 8 岸壁	同上	
」			

に、「南港北 2 丁目及び 3 丁目」を「南港北 3 丁目」に改め、同表荷さばき地の項中

「			
「	南港 F 地区荷さばき地	同上	」
を			

を

「			
「	南港 F 地区荷さばき地	大阪市住之江区南港南 2 丁目及び 5 丁目	」
に改め、同表貯炭場の項中			

に改め、同表貯炭場の項中

「			
「	第 1 貯炭場	大阪市此花区北港 2 丁目 2 番	」
	第 3 貯炭場	大阪市此花区北港 2 丁目 1 番	
」			

を

「			
「	第 1 貯炭場	大阪市此花区北港 2 丁目 2 番	」
に改め、同表コンテナ車整理場の項中「大阪市住之江区南港東 6 丁目」を			

「大

「大

阪市此花区夢洲東1丁目

に改める。

阪市住之江区南港東6丁目」

別表第2岸壁の項中

「

E 岸壁	3,000
------	-------

」

を

「

E 岸壁	3,000
F 7 岸壁	1,000
F 8 岸壁	1,000

」

に改め、「、R－4及びR－5」を削る。

別表第5荷さばき地の項中「未舗装のもの」を「未舗装のもの（此花区（北港白津に限る。）及び住之江区（南港北、南港中、南港東及び南港南（以下「南港地区」という。）に限る。）を除く。）」に、「南港北、南港中、南港東及び南港南（以下「南港地区」という。）」を「南港地区」に、「昭和50年11月30日以前に供用開始した荷さばき地のうち港区（海岸通）を「昭和50年12月1日以後に供用開始した荷さばき地のうち此花区（北港白津に限る。）及び住之江区（南港地区に限る。）の未舗装のもの並びに昭和50年11月30日以前に供用開始した荷さばき地のうち港区（海岸通）に、「及び住之江区（南港地区に」を「のもの及び住之江区（南港地区に」に、「1級のものを「1級のものと及び3級のもの」に、「、西区及び大正区（鶴町を除く。）」を「及び大正区（鶴町を除く。）のもの並びに住之江区（南港地区に限る。）の未舗装」に改め、同表備考中「の荷さばき地」を「の荷さばき地（舗装されたものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（平27. 3. 27揭示済）



大阪市規則第105号

大阪市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市消防局事務分掌規則（昭和44年大阪市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「課長代理、担当課長代理」を「副課長、担当副課長」に改

め、同条第8項中「課長代理、副所長、担当課長代理」を「副課長、副所長、担当副課長」に、「若しくは消防司令長又はその他の消防職員」を「又は消防司令長」に改め、「消防司令長若しくは」を削る。

第4条中「課長代理、副所長、担当課長代理」を「副課長、副所長、担当副課長」に改める。

第5条第2項中「担当課長代理」を「担当副課長」に改める。

第6条第3項中「課長代理等（課長代理、担当課長代理）」を「副課長等（副課長、担当副課長）」に、「当該課長代理等」を「当該副課長等」に改める。

別表第3中

「

企画部	本部監察担当課長	名
		1

」

を

「

総務部	国際会議担当課長	名
		1
企画部	本部監察担当課長	1

」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)



大阪市規則第106号

大阪市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市火災予防条例施行規則（昭和37年大阪市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「昭和36年政令第37号」を「昭和36年政令第37号。以下令という。」に改める。

第4条第1項第1号中「昭和23年法律第186号」を「昭和23年法律第186号。以下法という。」に改める。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第11条 条例第63条の3第3項の市規則で定める公表の対象となる防火対象物は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、

(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、次に掲げるものとする。

- (1) 法第8条第1項の規定により防火管理者を定めなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査において防火管理者が定められていないと認められたもの
 - (2) 法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたもの
- 2 条例第63条の3第3項の市規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項第1号の防火対象物に係る防火管理者が定められていないこと又は同項第2号の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備若しくは自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第12条 条例第63条の3第1項の規定による公表は、前条第1項各号の立入検査の結果を当該防火対象物の管理について権原を有する者又は当該防火対象物の関係者に通知した日から14日を経過した日において、インターネットを利用する方法により行うものとする。ただし、同日において、同条第2項に規定する違反が是正されたと認められる場合は、当該公表を行わないものとする。

2 前項本文の規定による公表は、前条第2項に規定する違反が是正されたと認められるまでの間、行うものとする。

3 第1項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- (3) その他消防長が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

次に掲げる規則を公布する。

大阪市公印規則の一部を改正する規則

大阪市西成区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市西成区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市保健所規則の一部を改正する規則

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する条例第12条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例第7条第4項の要件を定める規則の一部を改正する規則

大阪市職員就業規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例別表第1備考(2)の職員を定める規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会所管の学校の教員等の給料表に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会所管の学校の教員等の初任給の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級及び号給の切替え等に関する規則

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則等の特例に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則等の特例に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則の一部を改正する規則

臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当支給規則の一部を改正する規則

初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則

通勤手当支給規則の一部を改正する規則

住居手当支給規則の一部を改正する規則

単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会所管の学校の教員等の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当支給規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当支給規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則
非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の特例に関する規則の一部を改正する規則
職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
技能職員等の退職手当の特例に関する条例第1条の職員等を定める規則
大阪市財産規則の一部を改正する規則
大阪州市税条例施行規則の一部を改正する規則
大阪市重症心身障害者介護手当支給規則の一部を改正する規則
大阪市立弘済院条例施行規則の一部を改正する規則
大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則
大阪市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則
大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
大阪市立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則
大阪市立障害児入所施設条例施行規則の一部を改正する規則
大阪市児童手当法施行細則の一部を改正する規則
大阪市平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則
大阪市立特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則
大阪市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則
大阪城天守閣条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
大阪市母子保健法施行細則の一部を改正する規則
大阪市立介護老人保健施設条例施行規則の一部を改正する規則
大阪市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則
大阪市動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則
大阪市優良宅地及び優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則
消防協力者等損害補償条例施行規則の一部を改正する規則

平成27年 3月31日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市規則第107号

大阪市公印規則の一部を改正する規則
大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項の表中「企画部企画課」を「観光部観光課」に改める。
別表第1専用公印の表経済戦略局用行政処分用市長印の項中「及び金融課」を削り、同表消防局用消防行政事務用市長印の項中「消防組織法」を「消防局

において取り扱う消防組織法」に改め、同表消防署用消防行政事務用市長印の項中「消防法」を「消防署において取り扱う消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 31揭示済)

大阪市規則第108号

大阪市西成区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市西成区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第162号）の一部を次のように改正する。

別表中

「生活援助担当課長」

を

「生活援助担当課長

福祉援助担当課長」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 31揭示済)

大阪市規則第109号

大阪市西成区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市西成区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第191号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「生活援助担当課長」を「生活援助担当課長、福祉援助担当課長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 31揭示済)

大阪市規則第110号

大阪市保健所規則の一部を改正する規則

大阪市保健所規則（平成12年大阪市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第4号中「又は」を「、第16条ただし書又は」に改め、同項中第15号を第18号とし、第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、同項第12号中「診療所」を「病院、診療所」に改め、同号を同項第15号とし、同項第11号中「診療所」を「病院、診療所」に改め、同号を同項第14号とし、同項第10号中「第28条」を「第28条（令第1条の規定により読み替えられる場合を含む。）」に、「診療所」を「病院、診療所」に、「命ずる」を「命じ、又は申し出る」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同項第6号中「第24条第1項」を「第24条第1項（令第1条の規定により読み替えられる場合を含む。）」に、「診療所」を「病院、診療所」に、「命ずる」を「命じ、又は申し出る」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第5号を第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

(7) 医療法施行令（以下この項において「令」という。）第1条の規定により読み替えられた法第18条ただし書の規定による通知を受けること

(8) 法第23条の2（令第1条の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定により人員の増員又は業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は申し出ること

第7条第2項中第4号の次に次の1号を加える。

(5) 地方自治法施行令第174条の35第3項の規定により読み替えられた法第7条第1項後段又は第2項本文の規定により大阪府知事に協議し、同意を求めること

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

（平27. 3. 31揭示済）

大阪市規則第111号

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則（平成25年大阪市規則第160号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「株式会社大阪鶴見フラワーセンター」及び「株式会社大阪マーチャンダイズ・マート」を削る。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

（平27. 3. 31揭示済）



大阪市規則第112号

職員の自己啓発等休業に関する条例第12条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例第7条第4項の要件を定める規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する条例第12条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例第7条第4項の要件を定める規則（平成20年大阪市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2項に次の1号を加える。

(6) 法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業の期間

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（平27. 3. 31揭示済）



大阪市規則第113号

大阪市職員就業規則の一部を改正する規則

大阪市職員就業規則（平成4年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号中「又は幼稚園・小学校・中学校教育職給料表」を「、小学校・中学校教育職給料表又は幼稚園教育職給料表」に改め、同条中第6項を削り、同条第7項中「第1項から第5項まで」を「前各項」に、「かかわらず」を「かかわらず、地方公務員法第26条の6第7項第1号又は第28条の4第1項の規定により採用された職員、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により採用された職員、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第3条第1項及び第2項の規定により採用された職員」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、同条第11項中「第9項ただし書」を「第8項ただし書」に改め、同条を同条第10項とし、同条中第12項を第11項とする。

第12条第2項中「第10条第9項及び第10項」を「第10条第8項及び第9項」に、「第10条第9項ただし書」を「第10条第8項ただし書」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（平27. 3. 31揭示済）



大阪市規則第114号

職員の給与に関する条例別表第1備考(2)の職員を定める規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例別表第1備考(2)の職員を定める規則（平成21年大阪市規則第48号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の給与に関する条例別表第1備考(2)及び別表第6備考(2)の職員を定める規則

「昭和31年大阪市条例第29号」を「昭和31年大阪市条例第29号。以下「条例」という。」に改め、第2号中「区分」を「区分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項第1号、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員等」という。）にあつては、福祉職員の区分）」に改め、第3号中「にあつては、」を「のうち、任期付職員等以外の職員にあつては」に、「区分）」を「区分、任期付職員等にあつては大学卒、短大卒又は社会人経験者の区分）」に改め、本則を第1条とし、同条に見出しとして「（条例別表第1備考(2)の市規則で定める職員）」を付し、同条の次に次の1条を加える。
（条例別表第6備考(2)の市規則で定める職員）

第2条 条例別表第6備考(2)の市規則で定める職員は、任期付職員等のうち、職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則第3条第1項の規定に基づき、同規則別表第1の次に掲げる区分の全部を適用してその受ける初任給を決定された職員とする。

- (1) 適用を受ける給料表欄の保育士給料表の区分
- (2) 職種等欄の保育士の区分
- (3) 学歴、経歴、免許等の資格欄の4年制の保育士養成所卒、2年制の保育士養成所卒又は高校卒の区分

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（平27. 3. 31揭示済）

大阪市規則第115号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和56年大阪市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の期間の終了により職務に

復帰した場合

第5条第2項中「自己啓発等休業をしている職員」を「自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員」に改める。

第10条第3項中「司令課長代理」を「司令課副課長、指令管制業務担当副課長」に改め、「副参事」を削る。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平27. 3. 31揭示済)

大阪市規則第116号

教育委員会所管の学校の教員等の給料表に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会所管の学校の教員等の給料表に関する規則（昭和39年大阪市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「幼稚園・小学校・中学校教育職給料表」を「小学校・中学校教育職給料表」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1

高等学校・特別支援学校等教育職給料表

号給 職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	150,900	184,000	272,300	409,200	481,700
2	152,400	186,800	275,100	411,000	483,200
3	153,900	189,500	277,800	412,600	484,700
4	155,400	192,200	280,700	414,100	486,200
5	157,100	195,100	283,400	415,600	487,700
6	159,000	196,800	286,200	417,100	488,500
7	160,800	198,400	289,000	418,600	489,300
8	162,600	200,100	291,800	420,100	490,100
9	164,400	201,900	294,300	421,500	491,000
10	166,500	203,600	297,100	423,000	491,800
11	168,500	205,300	299,900	424,500	492,600
12	170,500	207,000	302,700	426,000	493,400

13	172,500	208,900	305,300	427,400	494,000
14	174,700	211,100	308,300	429,000	494,800
15	176,900	213,400	311,100	430,600	495,600
16	179,100	215,600	313,900	432,200	496,400
17	181,400	217,600	316,700	433,800	497,300
18	184,000	220,100	319,500	435,400	498,100
19	186,500	222,500	322,300	437,000	498,700
20	189,000	224,900	325,100	438,600	499,300
21	191,500	227,200	327,900	440,200	499,900
22	193,200	230,100	330,400	441,800	500,500
23	194,900	233,200	332,900	443,400	501,100
24	196,600	236,100	335,400	445,000	501,700
25	198,100	239,200	337,800	446,500	502,300
26	199,800	242,100	340,200	447,800	502,900
27	201,500	245,000	342,600	449,100	503,500
28	203,200	247,800	344,900	450,400	504,100
29	204,700	250,600	347,200	451,800	504,700
30	206,700	253,300	349,500	453,000	
31	208,700	256,300	351,800	454,100	
32	210,700	259,200	354,100	455,300	
33	212,600	262,200	356,300	456,600	
34	214,800	264,900	358,600	457,800	
35	217,000	267,600	360,900	459,300	
36	219,300	270,200	363,200	460,800	
37	221,300	272,900	365,400	462,200	
38	223,400	275,600	367,700	463,700	
39	225,600	278,300	370,000	465,200	
40	227,600	281,000	372,200	466,700	
41	229,700	283,400	374,400	468,100	
42	231,400	286,100	376,700	469,000	
43	233,200	288,800	378,900	469,900	
44	234,900	291,500	381,100	470,800	

45	236,700	294,000	383,100	471,400
46	238,400	296,800	385,300	472,300
47	240,200	299,500	387,400	473,200
48	242,000	302,100	389,600	473,900
49	244,000	304,400	391,600	474,400
50	245,700	307,200	393,700	474,900
51	247,300	310,000	395,700	475,400
52	249,000	312,700	397,700	475,900
53	250,500	315,300	399,700	476,300
54	252,200	317,900	401,600	476,900
55	253,800	320,500	403,400	477,300
56	255,500	323,100	405,200	477,700
57	256,700	325,500	406,800	478,000
58	258,300	327,900	408,200	478,400
59	259,900	330,300	409,500	478,800
60	261,500	332,700	410,800	479,200
61	263,000	335,000	412,200	479,600
62	264,600	337,300	413,500	
63	266,200	339,600	414,900	
64	267,700	341,900	416,300	
65	269,100	344,100	417,700	
66	270,800	346,400	419,100	
67	272,500	348,700	420,500	
68	274,200	351,000	421,900	
69	275,600	353,200	423,300	
70	277,100	355,600	424,700	
71	278,600	357,900	426,100	
72	280,100	360,200	427,500	
73	281,300	362,300	428,700	
74	282,700	364,600	430,100	
75	284,100	366,800	431,500	

76	285,500	369,000	432,900		
77	286,700	370,900	434,100		
78	287,900	373,100	435,200		
79	289,100	375,200	436,400		
80	290,300	377,400	437,600		
81	291,400	379,500	438,600		
82	292,600	381,500	439,300		
83	293,800	383,400	440,000		
84	295,000	385,200	440,700		
85	296,200	387,200	441,300		
86	297,400	388,900	442,000		
87	298,600	390,500	442,700		
88	299,800	392,100	443,500		
89	300,800	393,400	444,000		
90	302,000	394,800	444,600		
91	303,200	396,100	445,200		
92	304,400	397,400	445,800		
93	305,000	398,800	446,300		
94	306,200	400,000	446,500		
95	307,400	401,300	446,700		
96	308,600	402,600	446,900		
97	309,600	404,100	447,100		
98	310,700	405,400	447,300		
99	311,800	406,700	447,500		
100	312,900	408,000	447,700		
101	313,600	409,200	447,900		
102	314,700	410,300	448,100		
103	315,800	411,400	448,300		
104	316,800	412,500	448,500		
105	317,500	413,400	448,700		
106	318,300	414,500	448,900		

107	319, 100	415, 600	449, 100		
108	319, 900	416, 700	449, 300		
109	320, 400	417, 500	449, 500		
110	320, 900	418, 300			
111	321, 500	419, 200			
112	322, 100	420, 100			
113	322, 700	420, 800			
114	323, 200	421, 300			
115	323, 700	421, 700			
116	324, 200	422, 000			
117	324, 600	422, 200			
118	325, 100	422, 600			
119	325, 600	423, 000			
120	326, 100	423, 400			
121	326, 600	423, 800			
122	327, 100	424, 000			
123	327, 500	424, 200			
124	327, 900	424, 500			
125	328, 400	424, 800			
126	328, 800	425, 000			
127	329, 200	425, 200			
128	329, 500	425, 400			
129	329, 700	425, 600			
130	329, 900	425, 800			
131	330, 100	426, 000			
132	330, 300	426, 200			
133	330, 500	426, 400			
134	330, 700	426, 600			
135	330, 900	426, 800			
136	331, 100	427, 000			
137	331, 300	427, 200			

138	331, 500	427, 400
139	331, 700	427, 600
140	331, 900	427, 800
141	332, 100	428, 000
142	332, 300	428, 200
143	332, 500	428, 400
144	332, 700	428, 600
145	332, 900	428, 800
146	333, 100	429, 000
147	333, 300	429, 200
148	333, 500	429, 400
149	333, 700	429, 600
150	333, 900	
151	334, 100	
152	334, 300	
153	334, 500	
154	334, 700	
155	334, 900	
156	335, 100	
157	335, 300	
158	335, 500	
159	335, 700	
160	335, 900	
161	336, 100	
162	336, 300	
163	336, 500	
164	336, 700	
165	336, 900	
166	337, 100	
167	337, 300	
168	337, 500	

169	337,700				
-----	---------	--	--	--	--

備考

- 1 この表は、次に掲げる職員に適用する。
 - (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員及び実習助手
 - (2) 長谷川中学校及び長谷川小学校に勤務する寄宿舎指導員
 - (3) 教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事
- 2 この表の1級165号給から169号給までの号給は、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状を有する講師及び養護教諭の普通免許状を有する養護助教諭に適用する。
- 3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事室長と協議の上教育長が定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 4 この表の適用を受ける地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。ただし、その職務の級が3級である再任用職員で人事室長と協議の上教育長が定めるものの給料月額は、次の表に掲げる額に7,700円を加算した額とする。

職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
給料月額	238,000円	282,100円	312,000円	341,000円	428,400円

別表第2

小学校・中学校教育職給料表

号給 職務の級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	150,900	166,700
2	152,400	168,800
3	153,900	170,900
4	155,400	173,100
5	157,100	175,100
6	159,000	177,300
7	160,800	179,500
8	162,600	181,700

	9	164,400	184,000
	10	166,500	186,800
	11	168,500	189,500
	12	170,500	192,200
	13	172,500	195,100
	14	174,700	196,800
	15	176,900	198,400
	16	179,100	200,100
	17	181,400	201,900
	18	184,000	203,600
	19	186,500	205,300
	20	189,000	207,000
	21	191,500	208,900
	22	193,200	211,200
	23	194,900	213,500
	24	196,600	215,700
	25	198,100	217,600
	26	199,700	220,000
	27	201,300	222,500
	28	202,900	224,900
	29	204,600	227,200
	30	206,700	230,100
	31	208,800	233,200
	32	210,800	236,100
	33	212,500	239,300
	34	214,600	242,100
	35	216,700	245,000
	36	218,800	247,800
	37	220,800	250,600
	38	222,900	253,300
	39	224,900	256,300
	40	226,700	259,200

	41	228,700	262,200
	42	230,400	264,800
	43	232,200	267,500
	44	233,900	270,200
	45	235,700	272,900
	46	237,500	275,600
	47	239,300	278,300
	48	241,100	281,000
	49	243,000	283,400
	50	244,700	286,100
	51	246,400	288,800
	52	248,100	291,500
	53	249,500	294,000
	54	251,200	296,800
	55	252,800	299,500
	56	254,500	302,100
	57	255,800	304,400
	58	257,300	307,200
	59	258,700	310,000
	60	260,200	312,800
	61	261,700	315,300
	62	263,200	317,900
	63	264,700	320,500
	64	266,100	323,100
	65	267,300	325,500
	66	268,900	327,900
	67	270,500	330,300
	68	272,100	332,700
	69	273,700	335,100
	70	275,200	337,300
	71	276,700	339,500
	72	278,200	341,700

	73	279,300	344,100
	74	280,600	346,400
	75	281,900	348,700
	76	283,200	351,000
	77	284,500	353,000
	78	285,700	354,900
	79	286,900	356,700
	80	288,100	358,600
	81	289,200	360,400
	82	290,400	362,200
	83	291,600	363,900
	84	292,800	365,700
	85	293,700	367,200
	86	294,700	368,900
	87	295,700	370,500
	88	296,700	372,200
	89	297,500	374,000
	90	298,400	375,400
	91	299,300	376,700
	92	300,200	378,100
	93	300,600	379,700
	94	301,400	381,000
	95	302,200	382,300
	96	303,000	383,600
	97	303,900	384,700
	98	304,700	385,500
	99	305,500	386,400
	100	306,300	387,300
	101	307,100	388,400
	102	307,600	389,400
	103	308,100	390,400
	104	308,500	391,400

	105	308,700	392,300
	106	308,900	393,300
	107	309,200	394,200
	108	309,400	395,200
	109	309,600	396,000
	110	309,900	397,000
	111	310,100	398,000
	112	310,400	399,000
	113	310,600	399,600
	114	310,900	400,500
	115	311,200	401,400
	116	311,500	402,300
	117	311,700	403,200
	118	312,000	404,000
	119	312,300	404,800
	120	312,500	405,600
	121	312,700	406,400
	122	312,900	407,200
	123	313,100	408,000
	124	313,300	408,800
	125	313,500	409,100
	126		409,500
	127		410,100
	128		410,400
	129		410,900
	130		411,300
	131		411,900
	132		412,300
	133		412,600
	134		413,000
	135		413,400
	136		413,800

137	414, 200
138	414, 600
139	415, 000
140	415, 400
141	415, 900
142	416, 200
143	416, 500
144	416, 800
145	417, 000
146	417, 300
147	417, 600
148	417, 900
149	418, 200
150	418, 400
151	418, 600
152	418, 800
153	419, 000
154	419, 200
155	419, 400
156	419, 600
157	419, 800
158	420, 000
159	420, 200
160	420, 400
161	420, 600

備考

- この表は、小学校又は中学校に勤務する教諭及び講師に適用する。
- この表の適用を受ける再任用職員の給料月額、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級
給料月額	229, 100円	279, 200円

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平27. 3. 31揭示済)

大阪市規則第117号

職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5号」を「第6号」に改める。

第4条第1項中「時」を「時（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用されたもの（以下「任期付職員等」という。）にあつては、人事室長が定める日）」に、「係る期間」を「係る期間（以下「外部経歴期間」という。）」に改め、同項各号中「掲げる月数」を「掲げる月数（任期付職員等にあつては、当該月数から、当該月数に係る外部経歴期間のうち本市に勤務していた経歴以外の経歴に係る期間の部分に相当する月数に2分の1を乗じて得た月数を減じた月数）」に改める。

第5条中「月数（」を「月数（任期付職員等にあつては、当該月数に2分の1を乗じて得た月数。」に改める。

第12条第1項第1号中「5級」を「6級」に、「相当するもの」を「相当するもの並びに消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「5級消防職員」という。）」に改め、同項第2号中「級が」を「級が5級、」に、「相当するもの」を「相当するもの（5級消防職員を除く。）」に改める。

第13条第2項第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同項第7号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「育児休業法」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）

第20条中「自己啓発等休業をしている職員」を「自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員」に、「自己啓発等休業をした期間」を「自己啓発等休業をした期間、配偶者同行休業をした期間」に改める。

別表第1中

「

社会教育主事補	大学卒	1 級	27号給
保育士	4 年制の保育士養成所卒	1 級	27号給
	2 年制の保育士養成所卒	1 級	19号給
	高校卒	1 級	12号給
	高校保育科卒	1 級	11号給

」

を

「

社会教育主事補	大学卒	1 級	27号給
---------	-----	-----	------

」

に、

「

助産師	3 年制の看護師養成所卒後 1 年制の助産師養成所卒	1 級	27号給
	2 年制の看護師養成所卒後 1 年制の助産師養成所卒	1 級	23号給
養護職員	養護教諭の 1 種免許状を有する者	1 級	24号給
	看護師又は保健師の免許を有する者	1 級	23号給
	養護教諭の 2 種免許状を有する者	1 級	17号給
	准看護師の免許を有する者	1 級	7 号給

」

を

「

助産師	3 年制の看護師養成所卒後 1 年制の助産師養成所卒	1 級	27号給
	2 年制の看護師養成所卒後 1 年制の助産師養成所卒	1 級	23号給

」

に、

「

消防職給料表	消防士	大学卒	1 級	19号給
		高校卒	1 級	3 号給

」

を

「

消防職給料表	消防士	大学卒	1 級	19号給
		高校卒	1 級	3 号給
保育士給料表	保育士	4 年制の保育士養成所卒	1 級	17号給
		2 年制の保育士養成所卒	1 級	9 号給
		高校卒	1 級	1 号給

」

に改め、同表備考ただし書中「第8号」を「第6号」に改め、同表備考中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第25号までを2号ずつ繰り上げ、同表備考に次の2号を加える。

(24) 4年制の保育士養成所卒 指定保育士養成施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第256号）による改正前の児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第1項第1号に規定する指定保育士養成施設をいう。以下同じ。）で高校卒を入学又は入所資格とする修業年限4年以上のものの卒業をいう。

(25) 2年制の保育士養成所卒 指定保育士養成施設で高校卒を入学又は入所資格とする修業年限2年以上のもの（前号に規定するものを除く。）の卒業をいう。

別表第2中「外部経歴に係る期間（以下「外部経歴期間」という。）」を「外部経歴期間」に改める。

別表第4中カを次のように改める。

カ 消防職給料表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1

5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	2	1	1
19	1	3	1	1
20	1	4	1	1
21	1	5	1	1
22	2	6	1	1
23	3	7	1	1
24	4	8	1	1
25	5	9	1	1
26	6	10	2	2
27	7	11	3	3
28	8	12	4	4
29	9	13	5	5
30	10	14	6	6
31	11	15	7	7
32	12	16	8	8
33	13	17	9	9
34	14	18	10	10
35	15	19	11	11
36	16	20	12	12
37	17	21	13	13
38	18	22	14	14
39	19	23	15	15
40	20	24	16	16
41	21	25	17	17
42	22	26	18	18

43	23	27	19	19
44	24	28	20	20
45	25	29	21	21
46	26	30	22	22
47	27	31	23	23
48	28	32	24	24
49	29	33	25	25
50	30	34	26	26
51	31	35	27	27
52	32	36	28	28
53	33	37	29	29
54	34	38	30	30
55	35	39	31	31
56	36	40	32	32
57	37	41	33	33
58	38	42	34	33
59	39	43	35	33
60	40	44	36	34
61	41	45	37	34
62	41	46	38	34
63	42	47	39	35
64	42	48	40	35
65	43	49	41	35
66	43	50	42	36
67	44	51	43	36
68	44	52	44	36
69	45	53	45	37
70	46	54	46	37
71	47	55	47	37
72	48	56	48	37
73	49	57	49	38
74	50	58	50	38
75	51	59	51	38
76	52	60	52	38
77	53	61	53	39
78	53	62	54	39
79	54	63	55	39
80	54	64	56	39

81	55	65	57	40
82	55	66	58	40
83	56	67	59	40
84	56	68	60	40
85	57	69	61	41
86	58	70	62	41
87	59	71	63	42
88	60	72	64	42
89	61	73	65	43
90	61	73	66	43
91	62	74	67	44
92	62	74	68	44
93	63	75	69	45
94	63	75	69	45
95	64	76	70	45
96	64	76	70	46
97	65	77	71	46
98	65	78	71	46
99	66	79	72	47
100	66	80	72	47
101	67	81	73	47
102	67	81	74	48
103	68	82	75	48
104	68	82	76	48
105	69	83	77	49
106	70	83	77	49
107	71	84	78	49
108	72	84	78	49
109	73	85	79	49
110	73	85		
111	73	85		
112	74	86		
113	74	86		
114	74	86		
115	75	87		
116	75	87		
117	75	87		
118	76	88		

119	76	88		
120	76	88		
121	77	89		
122	77	89		
123	78	90		
124	78	90		
125	79	91		
126	79			
127	80			
128	80			
129	81			

別表第4中カの次に次の1表を加える。

キ 保育士給料表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1

22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	1
25	1	5	1
26	1	6	1
27	1	7	1
28	1	8	1
29	1	9	1
30	1	10	1
31	1	11	1
32	1	12	1
33	1	13	1
34	1	14	1
35	1	15	1
36	1	16	1
37	1	17	1
38	2	17	1
39	3	18	1
40	4	18	1
41	5	19	1
42	6	19	1
43	7	20	1
44	8	20	1
45	9	21	1
46	10	21	1
47	11	22	1
48	12	22	1
49	13	23	1
50	14	23	1
51	15	24	1
52	16	24	1
53	17	25	1
54	18	25	1
55	19	26	1
56	20	26	1
57	21	27	1
58	22	27	1
59	23	28	1

60	24	28	1
61	25	29	1
62	26	29	1
63	27	30	1
64	28	30	1
65	29	31	1
66	30	31	1
67	31	32	1
68	32	32	1
69	33	33	1
70	34	34	1
71	35	35	1
72	36	36	1
73	37	37	1
74	38	37	1
75	39	38	1
76	40	38	1
77	41	39	1
78	42	39	1
79	43	40	1
80	44	40	1
81	45	41	1
82	46	41	1
83	47	42	1
84	48	42	1
85	49	43	1
86	50	43	1
87	51	44	1
88	52	44	1
89	53	45	1
90	54	45	
91	55	46	
92	56	46	
93	57	47	
94	58	47	
95	59	48	
96	60	48	
97	61	49	

98	62	49	
99	63	50	
100	64	50	
101	65	51	
102	66	51	
103	67	52	
104	68	52	
105	69	53	
106	70	53	
107	71	54	
108	72	54	
109	73	55	
110	74		
111	75		
112	76		
113	77		
114	78		
115	79		
116	80		
117	81		
118	82		
119	83		
120	84		
121	85		
122	86		
123	87		
124	88		
125	89		

別表第 5 中

「

自己啓発等休業をした期間	3 分の 3 以下（大学等課程の履修（法第26条の 5 第 1 項に規定する大学等課程の履修をいう。）のための休業をした場合において、当該課程を修了しなかつたとき（傷病その他の人事室長が定めるやむを得ない事情による場合を除く。）にあつては、2 分の 1 以下）
--------------	--

」

を

自己啓発等休業をした期間	3分の3以下（大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。）のための休業をした場合において、当該課程を修了しなかつたとき（傷病その他の人事室長が定めるやむを得ない事情による場合を除く。）にあつては、2分の1以下）
配偶者同行休業をした期間	2分の1以下

に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

（平27. 3. 31揭示済）

大阪市規則第118号

教育委員会所管の学校の教員等の初任給の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会所管の学校の教員等の初任給の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第4条第1項第2号ア及びイ」を「第4条第1項第2号ア、イ及びウ」に改め、同条第2号中「第5号」を「第7号」に改める。

第5条中「職務の級が3級又は4級である者を除く」を「別表第1の適用を受ける者に限る」に改める。

別表第1 初任給基準表中

幼稚園・小学校・中学校教育職給料表	教諭、養護教諭及び教諭（指導専任）	博士課程修了	2 級	47号給
		修士課程修了及び専門職学位課程修了	2 級	29号給
		大学卒	2 級	17号給
		短大卒	2 級	7 号給
	講師（教諭（指導専任）を除く。）、助教諭及び養護助教諭	博士課程修了	1 級	55号給
		修士課程修了及び専門職学位課程修了	1 級	37号給
		大学卒	1 級	25号給
		短大卒	1 級	15号給

		高校卒	1 級	5 号給
--	--	-----	-----	------

」

を

「

小学校・中学校教育職給料表	教諭、養護教諭及び教諭（指導専任）	博士課程修了	2 級	47号給
		修士課程修了及び専門職学位課程修了	2 級	29号給
		大学卒	2 級	17号給
		短大卒	2 級	7 号給
	講師（教諭（指導専任）を除く。）、助教諭及び養護助教諭	博士課程修了	1 級	55号給
		修士課程修了及び専門職学位課程修了	1 級	37号給
		大学卒	1 級	25号給
		短大卒	1 級	15号給
		高校卒	1 級	5 号給
幼稚園教育職給料表	教諭、養護教諭及び教諭（指導専任）	博士課程修了	2 級	51号給
		修士課程修了及び専門職学位課程修了	2 級	33号給
		大学卒	2 級	21号給
		短大卒	2 級	11号給
	講師（教諭（指導専任）を除く。）、助教諭及び養護助教諭	博士課程修了	1 級	55号給
		修士課程修了及び専門職学位課程修了	1 級	37号給
		大学卒	1 級	25号給
		短大卒	1 級	15号給
		高校卒	1 級	5 号給

」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。

(平27. 3. 31揭示済)

職員の職務の級及び号給の切替え等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年大阪市条例第27号。以下「改正給与条例」という。）附則第4項及び第16項の規定に基づき、改正給与条例附則第4項の市規則で定める職員並びに改正給与条例の施行の日（以下「施行日」という。）に昇給し、昇格し又は降格した職員の職務の級及び号給の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(改正給与条例附則第4項の市規則で定める職員)

第2条 改正給与条例附則第4項の市規則で定める職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職にある職員とする。

- (1) 研究職給料表の適用を受ける職員 職務の級の標準的な職務の内容及び職員の職務の級を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則（平成27年大阪市人事委員会規則第7号）による改正前の職務の級の標準的な職務の内容及び職員の職務の級を決定する基準に関する規則（平成19年大阪市人事委員会規則第6号。以下「改正前の標準職務規則」という。）別表第1級別標準職務表 エ 研究職給料表級別標準職務表の標準的な職務欄に掲げる職務が課長代理、担当課長代理、副主幹又は副参事の職務に係る職
- (2) 医療職給料表（1）の適用を受ける職員 改正前の標準職務規則別表第1級別標準職務表 オ 医療職給料表(1)級別標準職務表の標準的な職務欄に掲げる職務が弘済院附属病院の副部長又は副主幹若しくは副参事の職務に係る職

(施行日における職務の級及び号給の切替え等の特例)

第3条 改正給与条例附則第16項の規定の適用を受ける職員に係る施行日における職務の級及び号給の切替え等については、改正給与条例附則第4項及び第6項から第10項までの規定による職務の級及び号給の切替えがないものとした場合にその者が職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第15号）又は教育委員会所管の学校の教育職員等の昇給等に関する規則（昭和56年大阪市教育委員会規則第5号）の規定により施行日に受けることとなる職務の級及び号給並びに給料月額をそれぞれ改正給与条例附則第4項に規定する旧級及び旧号給並びに施行日の前日に受けていた給料月額とみなして、改正給与条例附則第4項から第14項まで及び第17項の規定の例により行うものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 31揭示済)

大阪市規則第120号

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改正
する規則

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則（昭和40年大阪市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「よる」を「よる地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項第1号、」に、「育児休業に伴う任期付職員等給料表」を「配偶者同行休業に伴う任期付職員等給料表」に改める。

別表第1備考中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同表備考の表を次のように改める。

職務の級	1 級	2 級	3 級
給料月額	207,000円	230,100円	250,300円

別表第2中「育児休業に伴う任期付職員等給料表」を「配偶者同行休業に伴う任期付職員等給料表」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（再任用職員の経過措置）

2 この規則による改正後の単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）である者のうち、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）における職員の職務の級が附則別表第1職務の級欄に掲げる級である職員の施行日から平成31年3月31日までの間における給料月額は、職務の級及び期間の区分に応じて同表に定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる給与の額の算定の基礎となる給料月額は、職務の級及び期間の区分に応じて附則別表第2に定める額（第3号に掲げる手当にあっては同表に定める額に給料の調整額（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号。以下「条例」という。）第3条第3項の規定による給料の調整額をいう。以下同じ。）を加えた額）とする。

（1）給料の調整額

（2）条例第4条の2第1項の規定による地域手当及び条例第6条の規定による特殊勤務手当

（3）条例第7条の規定による超過勤務手当及び条例第8条の規定による夜間勤務手当

（4）条例第10条の規定による期末手当及び勤勉手当

（単純な労務に雇用される職員の旅費に関する規則の一部改正）

4 単純な労務に雇用される職員の旅費に関する規則（平成14年大阪市規則第103号）の一部を次のように改正する。

「育児休業に伴う任期付職員等給料表」を「配偶者同行休業に伴う任期付職員等給料表」に改める。

附則別表第 1 施行日から平成31年 3月31日までの間における再任用職員の経過措置額表（附則第 2 項関係）

職務の級	期 間			
	施行日から平成28年 3月31日まで	平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで	平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで	平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで
1 級	242,580円	238,848円	233,872円	228,896円
2 級	253,403円	249,504円	244,306円	239,108円
3 級	263,738円	259,680円	254,270円	250,300円

附則別表第 2 施行日から平成31年 3月31日までの間における再任用職員の経過措置額表（附則第 3 項関係）

職務の級	期 間			
	施行日から平成28年 3月31日まで	平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで	平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで	平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで
1 級	243,824円	238,848円	233,872円	228,896円
2 級	254,702円	249,504円	244,306円	239,108円
3 級	265,090円	259,680円	254,270円	250,300円

（平27. 3. 31揭示済）

大阪市規則第121号

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改正する規則（平成24年大阪市規則第197号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項中「当該特例給料月額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1） 当該職員が受ける号給の給料月額が特例給料月額を超える場合 当該特例給料月額
- （2） 当該職員が受ける号給の給料月額が特例給料月額以下である場合 当該職員が受ける号給の給料月額

附則第 8 項中「前項」を「前項第 1 号」に、「同号」を「附則第 6 項第 1 号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平27. 3 .31揭示済)

大阪市規則第122号

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則等の特例に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則等の特例に関する規則（平成24年大阪市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「受ける職員を」を「受ける職員並びに単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改正する規則（平成27年大阪市規則第120号）附則第 2 項の規定の適用を受ける職員を」に、「平成24年 4月から平成27年 3月まで」を「平成27年 4月から平成30年 3月まで」に改め、同条第 1 号ア中「100分の 9」を「100分の4.5」に改め、同号イ中「100分の 7」を「100分の3.5」に改め、同条第 2 号ア中「100分の 9」を「100分の4.5」に改め、同号イ中「100分の 7」を「100分の3.5」に改め、同号ウ中「100分の 5」を「100分の2.5」に改め、同条第 3 号ア中「100分の 7」を「100分の3.5」に改め、同号イ中「100分の 5」を「100分の2.5」に改め、同号ウ中「100分の 3」を「100分の1.5」に改め、同条第 4 号中「100分の 5」を「100分の2.5」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平27. 3 .31揭示済)

大阪市規則第123号

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則等の特例に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則等の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成24年大阪市規則第198号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「この規則による改正後の」を削り、「100分の 7」を「100分の3.5」に、「100分の 5」を「100分の2.5」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平27. 3 .31揭示済)

大阪市規則第124号

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）

第19条中「自己啓発等休業をしている職員」を「自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員」に、「自己啓発等休業をした期間」を「自己啓発等休業をした期間、配偶者同行休業をした期間」に改める。

別表第7中

「

自己啓発等休業をした期間	3分の3以下（大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。）のための休業をした場合において、当該課程を修了しなかったとき（傷病その他の人事室長が定めるやむを得ない事情による場合を除く。）にあつては、2分の1以下）
--------------	--

」

を

「

自己啓発等休業をした期間	3分の3以下（大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。）のための休業をした場合において、当該課程を修了しなかったとき（傷病その他の人事室長が定めるやむを得ない事情による場合を除く。）にあつては、2分の1以下）
配偶者同行休業をした期間	2分の1以下

」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（平27. 3. 31揭示済）



大阪市規則第125号

臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

臨時的任用職員の給与に関する規則（平成4年大阪市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1事務職員（学校事務職員を含む。）の項及び技術職員の項中「7,730円」を「7,840円」に改め、同表司書の項中「8,270円」を「8,380円」に改め、同表保育士の項及び福祉職員の項中「8,270円」を「8,380円」に、「17,610円」を「17,840円」に改め、同表介護福祉職員の項中「8,270円」を「8,380円」に、「18,150円」を「18,380円」に改め、同表臨床心理職員の項中「8,990円」を「9,090円」に改め、同表児童自立支援専門員及び児童生活支援員の項中「8,270円」を「8,380円」に改め、同表栄養士の項中「8,630円」を「8,730円」に改め、同表中養護職員の項を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（平27. 3. 31揭示済）

**大阪市規則第126号**

扶養手当支給規則の一部を改正する規則

扶養手当支給規則（昭和47年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の期間の終了により職務に復帰した場合

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（平27. 3. 31揭示済）

**大阪市規則第127号**

初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則

初任給調整手当支給規則（昭和40年大阪市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第2条中「並びに同項第6号に規定する育児休業に伴う任期付職員等給料表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）別表の適用を受ける医師及び歯科医師」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 31揭示済)

大阪市規則第128号

通勤手当支給規則の一部を改正する規則

通勤手当支給規則（昭和44年大阪市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号の表を次のように改める。

使用距離（片道）	支給単位期間につき定める額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
60キロメートル以上	31,600円

第9条第1項第2号中「2,200円」を「2,000円」に改め、同条第2項中「次の表の左欄に掲げる使用距離の区分に応じ、同表の右欄に定める額」を「2,700円」に改め、同項の表を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 31揭示済)

大阪市規則第129号

住居手当支給規則の一部を改正する規則

住居手当支給規則（昭和46年大阪市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の期間の終了により職務に復帰した場合

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平27. 3. 31揭示済)

大阪市規則第130号

単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

単身赴任手当支給規則（平成 7 年大阪市規則第112号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の期間の終了により職務に復帰した場合

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平27. 3. 31揭示済)

大阪市規則第131号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和55年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「66,000円」を「68,000円」に改め、同項に次の1号を加える。

- (9) 4種甲 66,000円

第2条第2項中「第1号」を「第2号」に、「区分に」を「区分（当該区分が3種乙である職のうち、複数の組織の業務を総括する職その他の人事室長が定める特に重要な職にあつては、3種甲）に」に改め、同項第6号中「44,000円」を「49,000円」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第5号を第7号とし、同項第4号中「66,000円」を「70,000円」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 3種甲 61,000円

第2条第2項第3号中「70,000円」を「86,000円」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、同項第1号中「99,000円」を「105,000円」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 1種甲 109,000円

第2条第2項に次の1号を加える。

(9) 4種甲 47,000円

別表管理職手当月額表共通の項中

「

課長、担当課長、主幹及び 参事（この表に別段の定め があるものを除く。）	3種乙
課長代理、担当課長代理、 副主幹及び副参事	3種丙

」

を

「

課長、担当課長、主幹及び 参事（この表に別段の定め があるものを除く。）	3種乙
--	-----

」

に改め、同表中人事室の項を削り、同表経済戦略局の項中

「

計量検査所	所長	3種乙
-------	----	-----

」

を

「

観光部	大阪城天守閣館長	3種乙
計量検査所	所長	3種乙

」

に、

「

本場	場長	3種乙
	副場長	3種丙
東部市場	場長	3種乙
	副場長	3種丙
南港市場	場長	3種乙
	副場長	3種丙

」

を

「

本場	場長	3 種 乙
東部市場	場長	3 種 乙
南港市場	場長	3 種 乙

」

に改め、同表市民局の項中

「

消費者センター	所長	3 種 乙
	副所長	3 種 丙
人権啓発・相談センター	所長	3 種 乙
	副所長	3 種 丙

」

を

「

消費者センター	所長	3 種 乙
人権啓発・相談センター	所長	3 種 乙

」

に改め、同表福祉局の項中

「

弘済院附属病院	部長	3 種 乙
	副部長	3 種 丙

」

を

「

弘済院附属病院	部長	3 種 乙
---------	----	-------

」

に改め、同表こども青少年局の項中

「

阿武山学園	園長	3 種 乙
	副園長	3 種 丙
こども相談センター	一時保護所長	3 種 丙

」

を

「

阿武山学園	園長	3 種乙
-------	----	------

」

に改め、同表環境局の項中

「

環境事業センター	所長	3 種乙
	副所長	3 種丙
工場	場長	3 種乙
	副工場長	3 種丙

」

を

「

環境事業センター	所長	3 種乙
	副所長	3 種丙

」

に改め、同表都市整備局の項中

「

土地区画整理事務所	所長	3 種乙
	副所長	3 種丙

」

を

「

土地区画整理事務所	所長	3 種乙
-----------	----	------

」

に改め、同表建設局の項中

「

方面公園事務所	所長	3 種乙
	副所長	3 種丙
花博記念公園事務所	所長	3 種乙

」

を

「

方面公園事務所	所長	3 種乙
	副所長	3 種丙

」

に改め、同表消防局の項中

「

	航空隊長	3 種 丙
	警備方面隊長	3 種 乙
	警備方面副隊長	3 種 丙
高度専門教育訓練センター	副所長	3 種 丙
消防署	署長（消防正監を除く。）	3 種 乙
	副署長	3 種 丙

」

を

「

	副課長、担当副課長及び副参事	4 種 甲
	航空隊長	4 種 甲
	警備方面隊長	3 種 乙
	警備方面副隊長	4 種 甲
高度専門教育訓練センター	副所長	4 種 甲
消防署	署長（消防正監を除く。）	3 種 乙
	副署長	4 種 甲

」

に改め、同表区役所の項中

「

	室長	3 種 乙
	区会計管理者	3 種 丙
	幹	3 種 丙
出張所	所長	3 種 丙（人事室長が定めるものにあつては、3 種 乙）

」

を

「		室長	3 種 乙
	東淀川区役所出張所	所長	3 種 乙
	東住吉区役所矢田出張所	所長	3 種 乙

」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平27. 3. 31揭示済)



大阪市規則第132号

職員の管理職手当に関する規則の特例に関する規則の一部を改正
する規則

職員の管理職手当に関する規則の特例に関する規則（平成22年大阪市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成24年 4 月から平成27年 3 月まで」を「平成27年 4 月から平成30年 3 月まで」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平27. 3. 31揭示済)



大阪市規則第133号

教育委員会所管の学校の教員等の管理職手当に関する規則の一部
を改正する規則

教育委員会所管の学校の教員等の管理職手当に関する規則（昭和55年大阪市規則第17号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで」を「平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平27. 3. 31揭示済)



大阪市規則第134号

義務教育等教員特別手当支給規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当支給規則（平成14年大阪市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は幼稚園・小学校・中学校教育職給料表」を「、小学校・中学校教育職給料表又は幼稚園教育職給料表」に改める。

第3条第2号中「幼稚園・小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける教員等のうち小学校又は中学校に勤務するもの」を「小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける教員等」に改め、同条第3号中「幼稚園・小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける教員等のうち幼稚園に勤務するもの」を「幼稚園教育職給料表の適用を受ける教員等」に、「別表第2に掲げる額に2分の1を乗じて得た額」を「別表第3に掲げる額」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級
再任用職員以外の職員	1	円	円
	2	2,000	2,100
	3		
	4		
	5	2,000	2,300
	6		
	7		
	8		
	9	2,100	2,400
	10		
	11		
	12		
	13	2,200	2,500
	14		
	15		
	16		
	17	2,300	2,600
	18		
	19		
	20		
	21	2,400	2,800
	22		
	23		

24		
25		
26		
27	2,600	2,900
28		
29		
30	2,700	3,000
31		
32		
33		
34	2,800	3,200
35		
36		
37		
38	2,900	3,300
39		
40		
41		
42	3,100	3,500
43		
44		
45		
46	3,200	3,700
47		
48		
49		
50	3,300	3,800
51		
52		
53		
54	3,400	4,100
55		
56		
57		
58	3,500	4,300
59		
60		
61	3,600	4,500

62		
63		
64		
65		
66		
67	3,700	4,800
68		
69		
70	3,800	4,900
71		
72		
73		
74	3,900	5,100
75		
76		
77		
78	4,000	5,300
79		
80		
81		
82	4,100	5,400
83		
84		
85		
86	4,100	5,500
87		
88		
89		
90	4,200	5,600
91		
92		
93		
94	4,300	5,800
95		
96		
97		
98	4,400	5,900
99		

100		
101		
102	4,400	6,100
103		
104		
105		
106	4,500	6,200
107		
108		
109		
110	4,500	6,300
111		
112		
113		
114	4,600	6,400
115		
116		
117		
118	4,700	6,500
119		
120		
121		
122	4,700	6,600
123		
124		
125		
126	4,800	6,700
127		
128		
129		
130		6,800
131		
132		
133		
134		6,900
135		
136		
137		

	138		
	139		
	140		
	141		
	142		6,900
	143		
	144		
	145		
	146		7,000
	147		
	148		
	149		
	150		7,100
	151		
	152		
	153		
	154		7,100
	155		
	156		
	157		
	158		7,100
	159		
	160		
	161		7,100
再任用職員		3,200	3,800

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再任用職員以 外の職員	1	1,000	1,050	1,850	3,000
	2	1,000	1,050	1,850	3,000
	3	1,000	1,050	1,850	3,000
	4	1,000	1,050	1,850	3,000
	5	1,000	1,050	1,900	3,000
	6	1,000	1,050	1,900	3,000
	7	1,000	1,050	1,900	3,000
	8	1,000	1,150	1,900	3,000

9	1,050	1,150	2,000	3,000
10	1,050	1,150	2,000	3,000
11	1,050	1,150	2,000	3,000
12	1,050	1,200	2,000	3,000
13	1,100	1,200	2,150	3,000
14	1,100	1,200	2,150	3,000
15	1,100	1,200	2,150	3,000
16	1,100	1,250	2,150	3,000
17	1,150	1,250	2,250	3,000
18	1,150	1,250	2,250	3,000
19	1,150	1,250	2,250	3,000
20	1,150	1,250	2,250	3,050
21	1,200	1,300	2,350	3,050
22	1,200	1,300	2,350	3,050
23	1,200	1,300	2,350	3,050
24	1,200	1,300	2,350	3,150
25	1,300	1,400	2,450	3,150
26	1,300	1,400	2,450	3,150
27	1,300	1,400	2,450	3,150
28	1,300	1,400	2,450	3,200
29	1,350	1,400	2,550	3,200
30	1,350	1,450	2,550	3,200
31	1,350	1,450	2,550	3,200
32	1,350	1,450	2,550	3,300
33	1,400	1,450	2,650	3,300
34	1,400	1,500	2,650	3,300
35	1,400	1,500	2,650	3,300
36	1,400	1,500	2,650	3,400
37	1,450	1,500	2,700	3,400
38	1,450	1,500	2,700	3,400
39	1,450	1,600	2,700	3,400
40	1,450	1,600	2,700	3,450
41	1,550	1,600	2,800	3,450
42	1,550	1,600	2,800	3,450
43	1,550	1,650	2,800	3,450
44	1,550	1,650	2,800	3,500
45	1,600	1,650	2,850	3,500
46	1,600	1,650	2,850	3,500